

第7期 蟹江町障害福祉計画
第3期 蟹江町障害児福祉計画

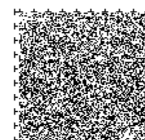
令和6年3月
蟹江町





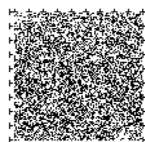
目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
(1) 蟹江町障害福祉計画.....	2
(2) 蟹江町障害児福祉計画.....	2
3 計画の期間.....	5
4 計画の対象者および障がい者の範囲.....	6
5 計画の策定体制.....	7
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	8
1 障害者手帳所持者数の推移.....	8
(1) 人口等の現状.....	8
(2) 身体障害者手帳所持者の現状.....	9
(3) 療育手帳所持者の現状.....	11
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状.....	12
(5) 難病等の方の現状.....	13
(6) 障害支援区分の認定状況.....	14
(7) 障がい者雇用の状況.....	15
(8) 障がい児支援.....	16
① 母子通園事業の状況.....	16
② 特別支援教育の状況.....	16
2 アンケートでみる障がいのある方等の状況.....	17
(1) 障がい者（児）実態調査.....	17
(2) 団体調査.....	17
(3) 事業者調査.....	17



第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画.....	18
1 基本的理念	18
2 成果目標	20
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行	20
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	22
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	23
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	25
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	28
(6) 発達障がい者等に対する支援.....	32
(7) 相談支援体制の充実・強化.....	34
(8) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築..	37
3 サービスの体系.....	39
4 障害福祉計画	40
(1) 自立支援給付.....	40
(1) -1 障がい福祉サービス.....	40
ア. 訪問系サービス（介護給付）	40
イ. 日中活動系サービス（介護給付）	45
ウ. 日中活動系サービス（訓練等給付）	48
エ. 居住支援・施設系サービス.....	53
(1) -2 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援.....	55
(2) 地域生活支援事業.....	57
(3) 地域生活支援促進事業	65
5 障害児福祉計画.....	67
第4章 計画の推進に向けて.....	72
1 推進体制	72
2 計画の進行管理および評価	73
資料編.....	74
1 調査結果（障がい者・児実態調査）	74
2 調査結果（団体調査・事業所調査）	95
3 用語解説.....	105

※各ページにある四角のコードは、音声コード「Uni-Voice」です。
 スマートフォン・タブレット端末（アプリ）などで読み取ると、音声でこの計画書の内容を確認することができます。



第1章 計画の策定にあたって

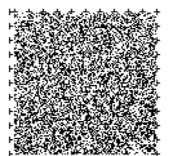
1 計画策定の背景

蟹江町（以下、「本町」という。）においては、令和3年3月、「障害者基本法*」第11条3項に基づく「蟹江町障がい者計画」（計画期間：令和3年度から令和8年度）（*印の用語は資料編に用語解説を掲載しています。以下同様。）を策定し、本町の障がい者施策の方向性を明らかにしました。同時に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律*」（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づく「第6期蟹江町障害福祉計画」、児童福祉法*第33条の20第1項に基づく「第2期蟹江町障害児福祉計画」（ともに計画期間：令和3年度から令和5年度）を策定し、障がいのある方が安心した地域生活を送るために、主に障害福祉サービスや障害児通所支援の提供と確保にかかる総合的かつ計画的な施策を進めてきました。

この間、国においては、令和4年12月、障害者総合支援法等の一部が改正されました。この改正では、障がいのある方の地域生活や就労の支援の強化等により、障がいのある方の希望する生活を実現するため、①地域生活の支援体制の充実、②多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病*患者及び小児慢性特定疾病*児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることとされました。

それにより、本町としては、国から示された基本指針*及び前回計画の点検・評価を踏まえた上で、障害福祉サービス及び障害児通所支援の提供体制の整備・確保等や福祉施設から一般就労への更なる移行、発達障がい*者等支援の一層の充実等の円滑な実施が求められています。

上記を受けて、「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の計画期間が終了するにあたり、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「第7期蟹江町障害福祉計画及び第3期蟹江町障害児福祉計画」を策定いたします。



2 計画の位置づけ

(1) 蟹江町障害福祉計画

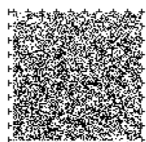
蟹江町障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項により、国が示す基本指針や、県の障害福祉計画との整合性を保ち、障がいのある方が、自立した生活または社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

(2) 蟹江町障害児福祉計画

蟹江町障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項により、国が示す基本指針や、県の障害児福祉計画との整合性を保ち、障がいのある児童が身近な地域で支援を受けることができるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供体制の確保に関する計画として定めるものです。

また、「障害児福祉計画」は、「障害福祉計画」と一体のものとして作成することができることと規定されていることから、本町においては両計画を一体のものとして策定します。

なお、本計画は、障害者基本法に基づき令和 3 年 3 月に策定した「蟹江町障害者計画」に包含される計画と位置づけられます。



●障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

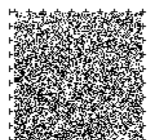
2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。



●児童福祉法（抜粋）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

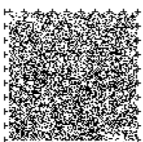
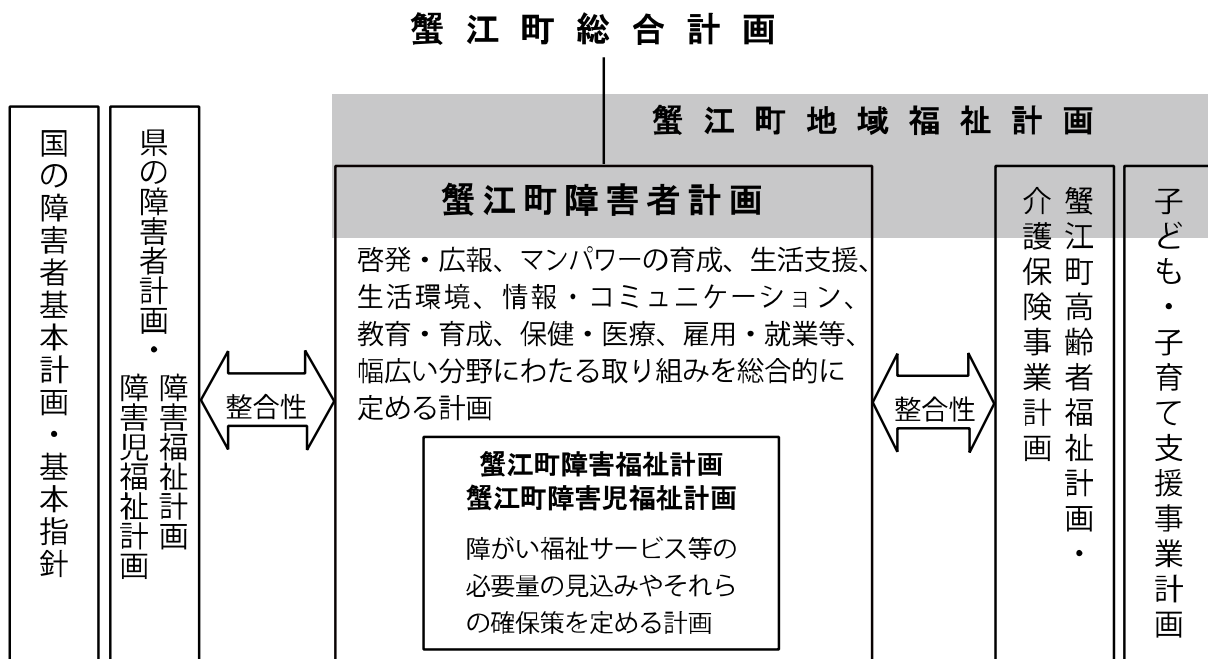
3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

図 1-1 関連計画との位置づけ



3 計画の期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図 1-2 計画の期間

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障がい者 計画				計画（前期）				計画（当期）							
障害福祉 計画	第3期計画														
			第4期計画												
						第5期計画				第6期計画					
												第7期計画			
障害児 福祉計画						第1期計画									
								第2期計画							
												第3期計画			



4 計画の対象者及び障がいのある方の範囲

計画の対象者は、身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、発達障がいのある方、難病等の方です。

平成 25 年 4 月から、障がいのある方の定義に新たに追加された難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である方）については、令和 5 年 3 月時点で 366 疾病が対象となっています。

●障害者総合支援法（抜粋）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法*（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

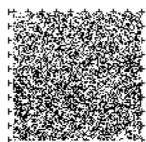
2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

●児童福祉法（抜粋）

第四条 この法律で、児童とは、満十八歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。

- 一 乳児 満一歳に満たない者
- 二 幼児 満一歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 三 少年 小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者

2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。



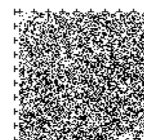
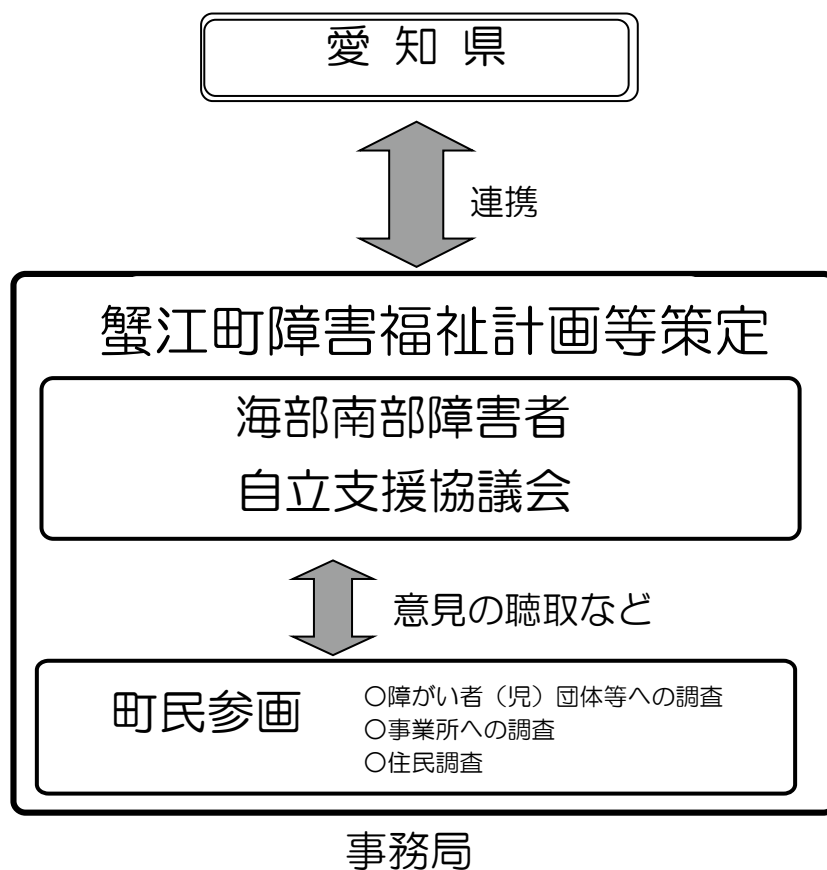
5 計画の策定体制

本計画は、広く町民の意見を聞くためにパブリックコメント*を募集するとともに、障がい者（児）団体や各種関係機関等で構成する海部南部障害者自立支援協議会*による協議を経て、策定しました。

なお、障害福祉サービス等に関する現状と課題の把握、整理にあたって、福祉団体やサービス提供事業所に質問紙調査を行うとともに、必要によりヒアリング調査を行いました。また、本町内に住所を有する障害福祉サービス受給者のかたに対しても、質問紙調査法によるアンケートを実施しました。

令和5年12月18日～令和6年1月17日まで、パブリックコメントとして計画の素案を公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

図表 1-1 策定体制



第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障害者手帳所持者数の推移

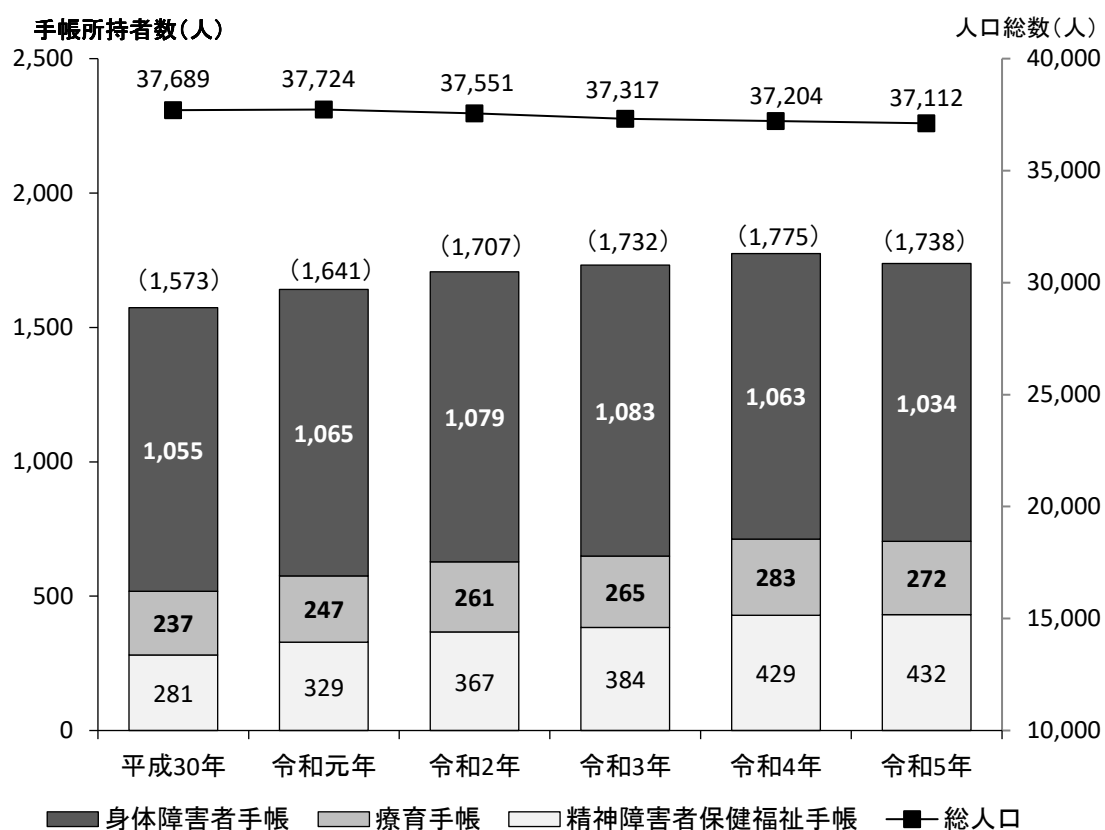
(1) 人口等の現状

総人口について、平成30年から令和5年にかけての動向をみると、577人（1.5%）の減少となっています。

身体障害者手帳*所持者では21人（2.0%）の減少、療育手帳*所持者では35人（14.8%）の増加、精神障害者保健福祉手帳所持者では151人（53.7%）の増加となっています。

とりわけ精神障害者保健福祉手帳所持者は約1.5倍増と急激な伸びを示しています。これは、障がい福祉サービスに係る精神保健福祉サービスの環境整備促進により手帳取得の方が増えた他、社会環境の変化によるものが一因と考えられます。

図表 2-1 本町の総人口と各障害者手帳所持者数の推移



（各年10月1日時点）

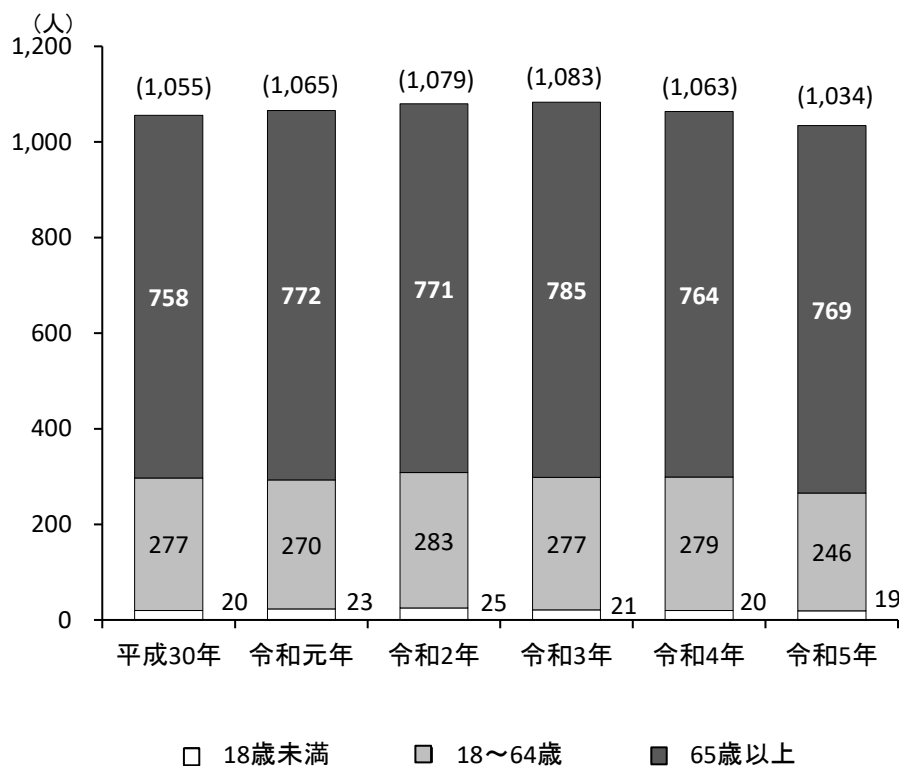


(2) 身体障害者手帳所持者の現状

身体障害者手帳所持者について、平成30年から令和5年にかけての動向をみると、21人(2.0%)の減少となっています。

年代別推移で見ると、65歳以上では11人(1.5%)増加しています。一方、18歳未満では1人(5.0%)、18～64歳では31人(11.2%)の減少となっています。

図表 2-2 身体障害者手帳所持者の年代別推移

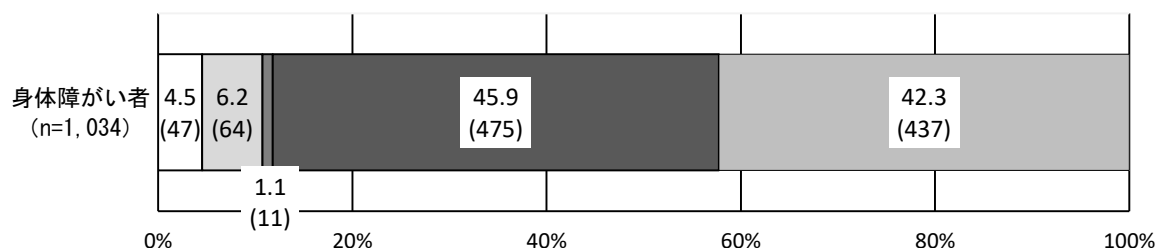


(各年10月1日時点)



令和5年10月1日時点の身体障害者手帳所持者の障がい部位別にみると、肢体不自由が45.9%と最も多く、次いで心臓機能障がいなどの内部障がい42.3%となっています。

図表 2-3 身体障害者手帳所持者の障がい部位別構成比

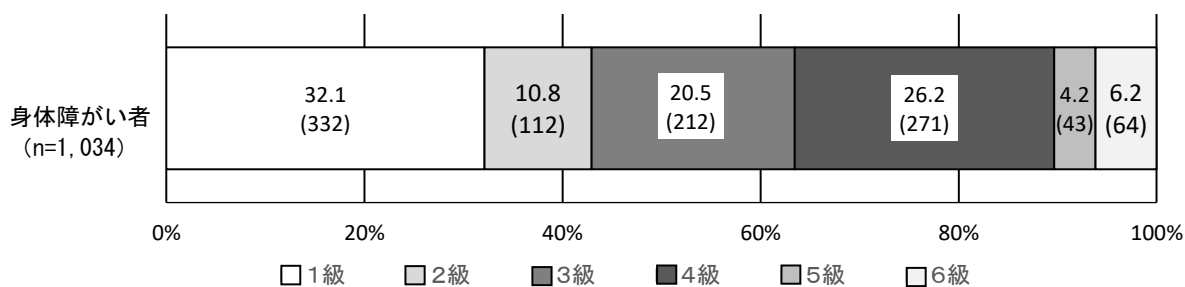


□ 視覚障がい □ 聴覚・平衡機能障がい ■ 音声・言語・そしゃく機能障がい ■ 肢体不自由 □ 内部障がい

(令和5年10月1日時点、()内は実数)

同様に、手帳等級別にみると、1級と2級を合わせた障がい「重度」の方は42.9%、3級と4級を合わせた「中度」の方は46.7%、5級と6級を合わせた「軽度」の方は10.4%となっています。

図表 2-4 身体障害者手帳所持者の等級別構成比



(令和5年10月1日時点、()内は実数)

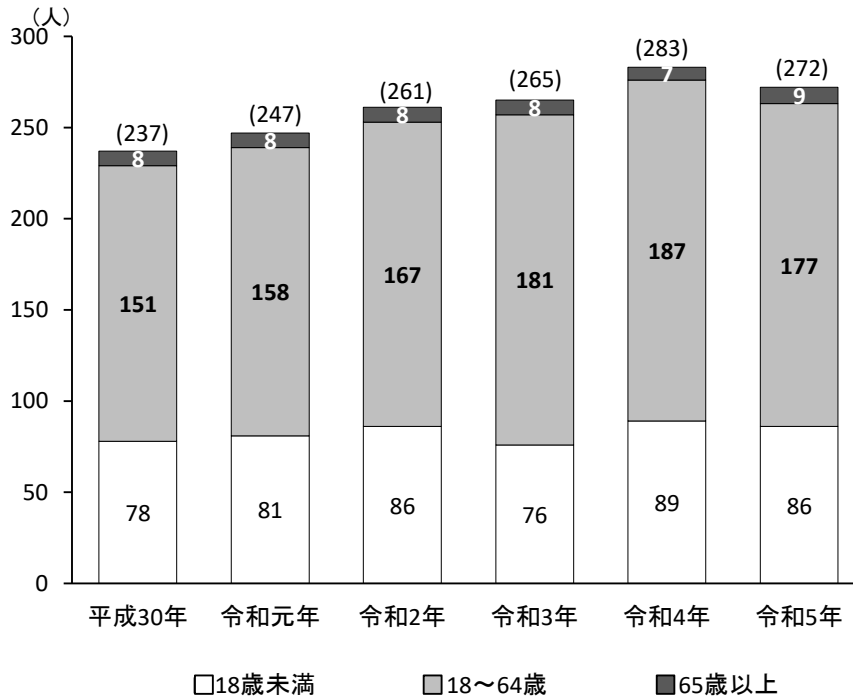


(3) 療育手帳所持者の現状

療育手帳所持者について、平成30年から令和5年にかけての動向をみると、35人（14.8%）の増加となっています。

年代別推移でみると、18歳未満では8人（10.3%）、18～64歳では26人（17.2%）、65歳以上では1人（12.5%）と増加しています。

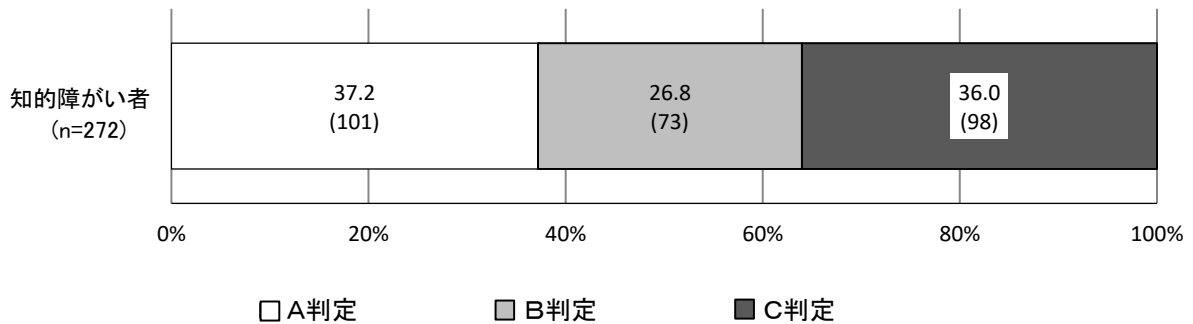
図表 2-5 療育手帳所持者の年代別推移



（各年 10 月 1 日時点）

令和5年10月1日時点の療育手帳の判定では、A判定が37.2%と最も多く、次いでC判定が36.0%となっています。

図表 2-6 療育手帳所持者の判定別構成比



（令和5年10月1日時点、（ ）内は実数）

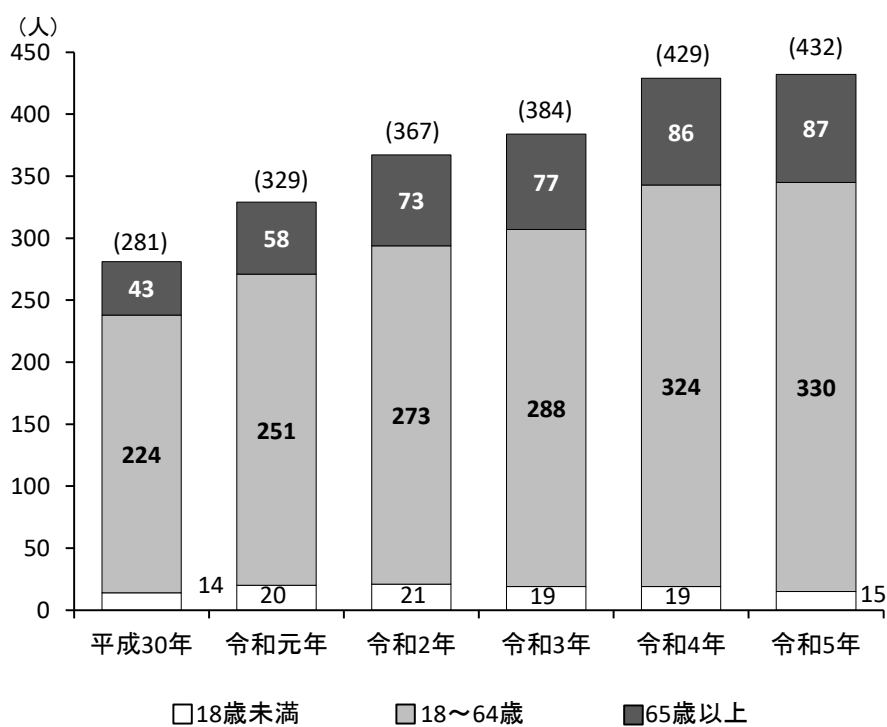


(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者について、平成30年から令和5年にかけての動向をみると、151人(53.7%)の増加となっています。

年代別推移でみると、18歳未満では1人(7.1%)、18～64歳では106人(47.3%)、65歳以上では44人(102.3%)の増加と、いずれの年代でも伸びを示しています。

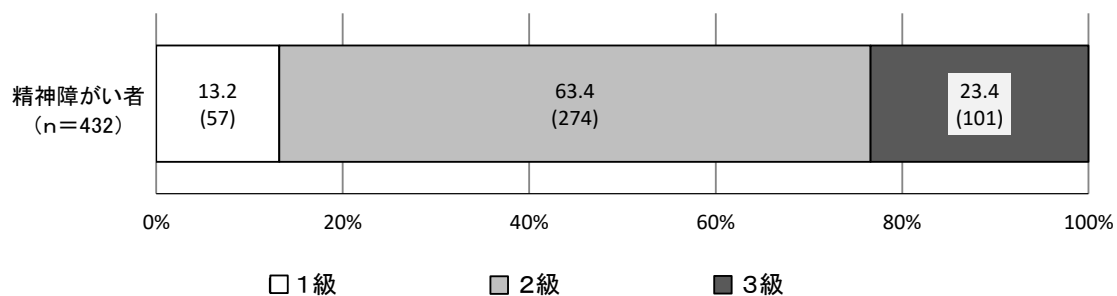
図表 2-7 精神障害者保健福祉手帳所持者の年代別推移



(各年 10月1日時点)

令和5年10月1日時点の手帳等級では、2級が63.4%と最も多く、次いで3級が23.4%となっています。

図表 2-8 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成比



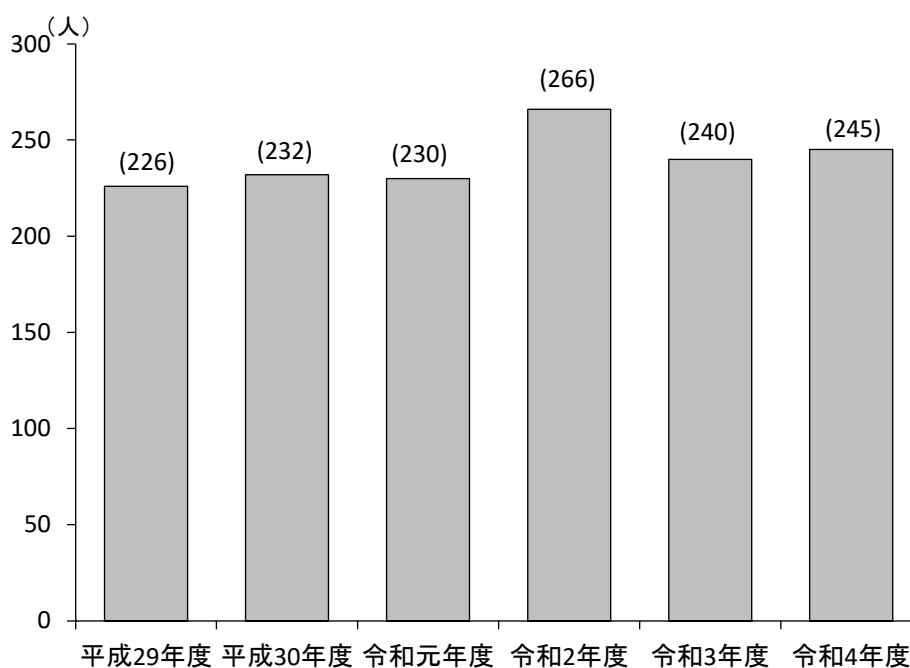
(令和5年10月1日時点、()内は実数)



(5) 難病等の方の現状

特定疾患医療受給者証*をお持ちの方は、令和 29 年度末で 226 人でしたが、令和 4 年度末には 245 人となっており、5 年間で 19 人（8.4%）の増加となっています。

図表 2-9 特定疾患医療受給者証所持者数の推移



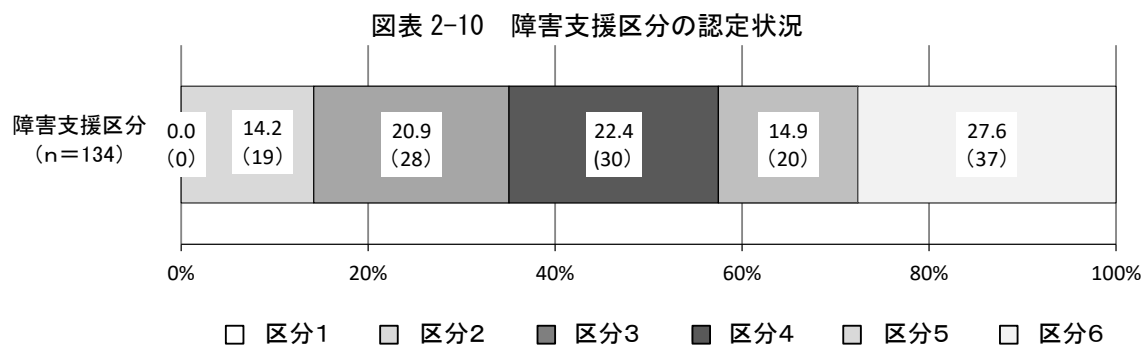
(各年度末時点の特定疾患医療受給者証所持者)
(出典：津島保健所)



(6) 障害支援区分*の認定状況

令和5年4月1日時点で障害支援区分の認定を受けている方は134名です。

障害支援区分の構成比で見ると、区分6が27.6%と最も多く、次いで区分4が22.4%となっています。



(令和5年4月1日時点、()内は実数)



(7) 障がい者雇用の状況

「障害者の雇用の促進等に関する法律*」が、事業主に対して義務づけている法定雇用率*は、令和3年3月1日から民間企業（従業員43.5人以上）では2.3%、国、地方公共団体等では2.6%となっています。

令和4年6月1日時点で津島職業安定所管轄では、民間企業の雇用義務対象事業所数は239事業所、雇用義務達成事業所数は130事業所、雇用義務達成事業所率は54.4%、障がい者雇用率は2.18%となっています。愛知県全体の雇用義務達成事業所率は48.6%、障がい者雇用率は2.19%となっています。

また、令和5年9月30日時点で津島職業安定所管轄の障がいのある方の求職登録者数は716人となっています。

令和5年11月1日時点で蟹江町役場では、障がい者雇用率算定対象職員数349人に対し、障がいのある職員数は9人であり、障がい者雇用率は2.58%となっています。

図表 2-11 民間企業の障がい者雇用状況

	雇用義務対象事業所数 (事業所)	雇用義務達成事業所数 (事業所)	雇用義務達成事業所率 (%)	障がい者雇用率 (%)
津島職業安定所管轄	239	130	54.4	2.18
愛知県	6,781	3,293	48.6	2.19

(令和4年6月1日時点、津島職業安定所管轄)

図表 2-12 有効中障がい者求職登録者数

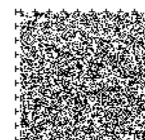
身体障がい者 (人)	知的障がい者 (人)	精神障がい者 (人)	その他 (人)	合計 (人)
189	69	414	44	716

(令和5年9月30日現在、津島職業安定所管轄)

図表 2-13 蟹江町役場の障がい者雇用状況

蟹江町役場障がい者雇用率算定対象職員数(人)	障がい者数 (人)	障がい者雇用率 (%)
349	9	2.58

(令和5年11月1日時点)



(8) 障がい児支援

① 母子通園事業の状況

令和5年4月1日時点で、母子通園事業は1箇所（ひまわり園）で実施し、園児は18人となっています。

図表 2-14 母子通園施設の園児数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
園児数	19人	16人	15人	17人	18人

(各年4月1日時点)

② 特別支援教育*の状況

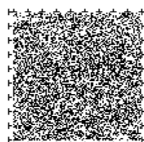
令和5年4月1日時点で、特別支援学級は小学校では16学級、在学者数は57人、中学校では5学級、在学者数は19人となっています。

また、特別支援学校の在学者数は17人となっています。

図表 2-15 特別支援教育を受ける児童生徒数の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校					
特別支援学級数	11学級	13学級	15学級	15学級	16学級
在学者数	36人	43人	44人	48人	57人
高学年	12人	15人	12人	11人	18人
中学年	9人	10人	17人	20人	19人
低学年	15人	18人	15人	17人	20人
中学校					
特別支援学級数	4学級	5学級	5学級	5学級	5学級
在学者数	17人	19人	17人	19人	19人
特別支援学校					
在学者数	22人	22人	23人	19人	17人

(各年4月1日時点)



2 アンケートでみる障がいのある方等の状況

障害福祉計画・障害児福祉計画作成にあたり、当事者の声や障がい福祉サービス等提供事業所の状況を把握するため、本町では次の3つの調査を実施しました。調査結果については資料編 74 ページ～111 ページに掲載しています。

(1) 障がい者（児）実態調査

令和5年6月1日現在、本町在住の身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者（一部、本町出身の町外の施設入所者を含む）を対象に、令和5年7月6日から令和5年7月20日までの調査期間で、質問紙調査法による障がい者（児）実態調査を実施しました。

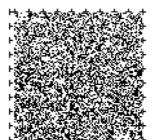
配布数	回収数	回収率
401 件	175 件	43.6%

(2) 団体調査

町内で活動する当事者団体（3団体）に対し、令和5年7月14日から令和5年8月4日までの調査期間で、質問紙調査法による団体調査を実施しました。

(3) 事業者調査

令和5年4月に本町の多数の障がいのある方が利用した町内の障がい福祉サービス等提供事業所（17事業所）に対し、令和2年7月14日から令和5年8月4日までの調査期間で、質問紙調査法およびヒアリングによる事業者調査を実施し、14事業所から回答が得られました。



第3章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 基本的理念

障がいのある方および障がいのある児童（以下「障がいのある方等」という。）が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することをめざします。

そのため、以下の基本的理念に基づいて、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

（１）障がいのある方等の自己決定の尊重と意思決定の支援

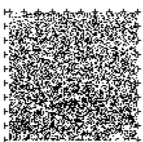
共生社会を実現するため、障がいのある方等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある方等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を提供し、その自立と社会参加の実現を図ります。

（２）障がい種別によらない障がい福祉サービスの提供

本町を実施主体の基本とし、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスを実施します。また、発達障がいのある方、高次脳機能障がい*のある方および難病等の方についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知をとおして、障がい福祉サービスの活用を促進します。

（３）地域生活への移行、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある方等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応した、地域生活支援の拠点づくりなどサービス提供体制の整備を進めます。また、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



(4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み、包括的な支援体制の構築といった取り組みを計画的に推進します。

(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

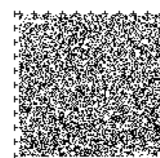
障がい児支援を行うにあたっては、障がいのある児童本人の最善の利益を考慮しながら、障がいのある児童の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がいのある児童およびその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児通所支援および障がい児相談支援について本町を実施主体の基本とし、障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図ります。また、障がいのある児童のライフステージ*に沿って、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある方等の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、さまざまな障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材を確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の受講の促進、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組むよう図ります。

(7) 障がいのある方等の社会参加を支える取り組み定着

障がいのある方等の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある方等の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。障がいのある方等がスポーツや文化芸術を楽しむなど多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある方等の個性や能力の発揮および社会参加の促進を図ります。



2 成果目標

国の基本指針では、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画で定める目標が示されました。本町では実績に基づき、以下のように成果目標を定めました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

↳ 国の基本指針

① 地域生活移行者の増加

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

② 福祉施設入所者の削減

令和8年度末の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

≫≫ 第6期障害福祉計画の到達状況 ≪≪

令和4年度末までの地域生活への移行者数は0人で、移行見込者数の目標の1人を達成できていません。令和4年度末の施設入所者削減者数は1人で削減目標の1人を達成していますが、2人増加したため施設入所者は12人となっています。

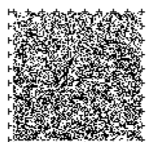
<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	目標値	実績	備考
施設入所者数	—	11人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (9.1%)	0人	令和元年度末の施設入所者数11人のうち、令和4年度末時点で地域生活へ移行した人数
施設入所者削減者数	1人 (9.1%)	+1人	令和4年度末時点の施設入所者削減者数

≫≫ 第7期障害福祉計画の成果目標 ≪≪

令和8年度までに、令和4年度末の施設入所者数12人のうち、1人(8.3%)が地域での生活に移行することを目標とします。

また、令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者12人から2人(16.7%)削減することを目標とします。



<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	目標値	令和4年度 実績	備考
施設入所者数	—	12人	令和4年度末の施設入所者数
地域生活移行者数	1人 (8.3%)	—	令和4年度末の施設入所者数12人のうち、令和8年度末時点で地域生活へ移行する人数(6%以上)
施設入所者削減者数	2人 (16.7%)	—	令和8年度末時点の施設入所者削減者数(5%以上)



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

📌 国の基本指針

- ①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定する。
- ②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。
- ③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。
- ④精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助
現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

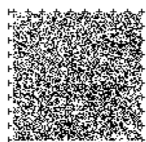
》》 第6期障害福祉計画の到達状況 《《

町単独において、令和5年度に協議の場を2回設けることができました。

<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	0回	1回	1回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	0人	0人	16人	8人	14人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	0回	0回	1回	0回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	1人	0人	2人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	0人	0人	0人	0人	1人	0人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関）、福祉、介護、当事者、家族それぞれ1名以上の参加を見込みます。



≫ 第7期障害福祉計画の活動指標 ≪

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数及び評価の実施回数は年2回以上を目標とし、協議の場への関係者の参加者数は各年度8人の参加を目標とします。協議の場において福祉の課題や今後の目標について議論、検討する中で、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指していきます。

< 第7期障害福祉計画の活動指標 >

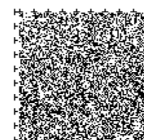
項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	2人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	0人	0人	1人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	0人	0人	1人

※保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関）、福祉、介護、当事者、家族それぞれ1名以上の参加を見込みます。

【参考 令和8年度末の地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量】

国の基本指針に示す、精神障がい者の精神病床から地域生活への移行という方向性を踏まえ、令和8年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）は次の通りです。

地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量 （令和8年度末）	0.7人
---------------------------------	------



(3) 地域生活支援の充実

📌 国の基本指針

- ① 障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実
令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーター*の配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ② 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実
令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

》》 第6期障害福祉計画の到達状況 《《

地域生活支援拠点等を圏域で確保しました。運用状況の検証及び検討はできておりません。

<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	目標	実績	備考
令和5年度末の地域生活支援拠点等の確保	1か所	1か所	地域生活支援拠点等を圏域での確保
年1回以上運用状況の検証及び検討	有	無	地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討

》》 第7期障害福祉計画の成果目標及び活動指標 《《

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標とします。

また、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の圏域での整備を進めます。



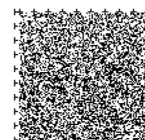
< 第7期障害福祉計画の成果目標 >

項目	令和8年度 目標	備考
令和8年度末の地域生活支援拠点等の整備	有	海部南部圏域で地域生活支援拠点等を整備
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築
年1回以上運用状況の検証及び検討	有	年1回以上、地域生活支援拠点等の支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討

項目	令和8年度 目標	備考
強度行動障がい者の支援体制の整備	有	令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を圏域での整備

< 第7期障害福祉計画の活動指標 >

項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	1	1
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	0人	0人	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の年間実施回数	1回	1回	1回



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

📌 国の基本指針

- ① 一般就労への移行者の増加
福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。この際、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。
- ② 就労移行支援事業所ごとの実績の確保・向上
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- ③ 就労定着支援事業の利用者の増加
就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ④ 就労定着支援事業所の就労定着率の増加
就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

》》 第6期障害福祉計画の到達状況 《《

一般就労移行者数については、令和2年度に8人、令和3年度に9人、令和4年度に10人の方が福祉施設を退所し、一般就労しています。令和4年度の年間一般就労移行者は10人で、目標の6人を達成しました。サービス種別の内訳は就労移行支援事業が5人、就労継続支援事業（A型）が3人、就労継続支援事業（B型）が1人、自立訓練（生活訓練）事業が1人となっており、それぞれ目標値を達成しました。

一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者は0人で、目標の7割に到達していません。就労定着支援事業所は町内に設置されていません。



<第6期障害福祉計画の到達状況>

項目	令和5年度 目標値	令和4年度 実績	備考
一般就労移行者数	6人	10人	福祉施設を通じて一般就労へ移行した人数
就労移行支援事業の一般就労移行者数	2人	5人	就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行した人数
就労継続支援（A型）事業の一般就労移行者数	2人	3人	就労継続支援（A型）事業を利用して一般就労へ移行した人数
就労継続支援（B型）事業の一般就労移行者数	1人	1人	就労継続支援（B型）事業を利用して一般就労へ移行した人数
自立訓練（生活訓練）事業の一般就労移行者数	—	1人	自立訓練（生活訓練）事業を利用して一般就労へ移行した人数

項目	令和5年度 目標値	令和4年度 実績
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者	7割	0人
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所	7割	—

<年間一般就労移行者数（実績）>

項目	第4期計画			第5期計画			第6期計画	
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
年間一般就労移行者数	0人	8人	0人	2人	4人	8人	9人	10人

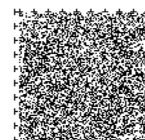
》》 第7期障害福祉計画の成果目標 》》

令和8年度中に14人が一般就労に移行することを目標とします。また、サービス種別ごとでは、就労移行支援事業からは10人、就労継続支援事業（A型）からは2人、就労継続支援事業（B型）からは2人と設定します。

就労定着支援事業の利用者数は8人と設定します。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

また、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。



<第7期障害福祉計画の成果目標>

項目	令和8年度 目標値	令和3年度 実績	備考
一般就労移行者数	14人 (1.56倍)	9人	福祉施設を通じて一般就労へ移行する人数(1.28倍以上)
就労移行支援事業の一般就労移行者数	10人 (1.42倍)	7人	就労移行支援事業を利用して一般就労へ移行する人数(1.31倍以上)
就労継続支援(A型)事業の一般就労移行者数	2人 (2.00倍)	1人	就労継続支援(A型)事業を利用して一般就労へ移行する人数(1.29倍以上)
就労継続支援(B型)事業の一般就労移行者数	2人 (2.00倍)	1人	就労継続支援(B型)事業を利用して一般就労へ移行する人数(1.28倍以上)
就労定着支援事業の利用者数	8人 (1.67倍)	6人	就労定着支援事業の利用者数(1.41倍以上)

項目	令和8年度 目標値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所	5割
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	2割5分



(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

📌 国の基本指針

① 児童発達支援センター*の設置

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

③ 主に重症心身障害児*を支援する事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

④ 医療的ケア*児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

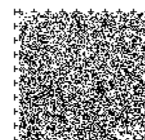
》》 第2期障害児福祉計画の到達状況 《《

児童発達支援センターについては、未設置です。

保育所等訪問支援を利用できる体制については、圏域に事業所がありますが、圏域外（名古屋市）の事業所を利用している児童がいます。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所については、圏域（愛西市）に重症心身障がい児を支援する事業所が開所し、通所している児童もいます。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については設置済みであり、年2回協議をしています。



<第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	目標	実績	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	0	令和5年度末までに、児童発達支援センターを圏域での設置
保育所等訪問支援の充実	有	無	令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	各2か所以上	各1か所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域での確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	有	有	令和5年度末までに、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域での設置及びコーディネーターの配置



》》 成果目標 》》

令和8年度末までに、児童発達支援センターを海部南部圏域で1か所以上設置することを目標とします。

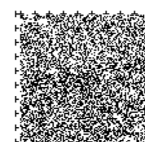
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、推進する体制を構築することを目標とします。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域で各1箇所ありますが、さらなる確保を目標とします。

また、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置についても、町でより確保していくことを目標とします。

<第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	令和8年度 目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	令和8年度末までに、児童発達支援センターを海部南部圏域での設置
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する事業所の確保	各2か所	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域での確保
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	有	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を町での設置
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置人数	5人	令和8年度末までに、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数



(6) 発達障がい者等に対する支援

📌 国の基本指針

- ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）
現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する。
- ②ペアレントメンター*の人数
現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。
- ③ピアサポート*の活動への参加人数
現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

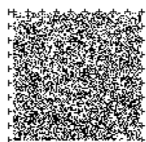
項目	実施内容
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム	保護者がこどもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、こどもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラムを開催し、家族支援を行います。
ペアレントメンターの養成等	自らも発達障がいのあるこどもの子育てを経験した保護者が同じような発達障がいのあるこどもを持つ保護者に対して、共感的なサポートを行うペアレントメンターの養成を行います。
ピアサポートの活動の推進	同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の集まる場の提供や集まる場を提供する際のこどもの一時預かりなどを行います。

》》 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標 《《

令和8年度中に保護者等がこどもの発達障がいの特性を理解し、適切な対応ができるよう、関係機関と連携しペアレントトレーニング等の支援プログラムを実施し、1人の受講者及び1人の実施者を見込みます。

ペアレントメンター（相談者）を令和8年度中に1人養成し、子育ての悩み等に対して助言を行うなど、情報交換ができるような環境づくりに努めます。

また、ピアサポートの活動については、当事者が気軽に集える場の提供に努め、令和8年度中1人の参加を見込みます。



<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標>

項 目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	0人	0人	1人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	0人	0人	1人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	0人	0人	1人



(7) 相談支援体制の充実・強化等

📌 国の基本指針

- ① 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）するとともに、基幹相談支援センターが別表第1の9の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ② 協議会において、別表第1の9に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

（別表1の9 相談支援体制の充実・強化のための取組）

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する。

》》 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況 《《

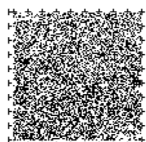
令和3年1月より障害者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施しております。

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の支援を年2件実施しております。

また、地域の相談機関との連携強化の取組を年2回実施しております。

<第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	2件	1件	2件	1件	2件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	0件	0件	0件	0件	1件	0件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	2回	1回	2回	1回	2回



》第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標 《

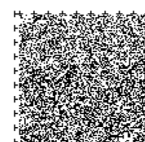
基幹相談支援事業所を核とした、総合的・専門的な相談の実施に取り組み、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保しており、今期も引き続き体制の強化に取り組みます。

また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを目標とします。

ついては、協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数の見込みを設定します。

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	令和8年度 目標	備考
基幹相談支援センターの設置	—	令和3年1月に、基幹相談支援センターを設置済。
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	有	継続して地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	有	協議会において、継続して個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保



<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標>

項 目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	2回	2回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	0人	0人	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
協議会における事例検討の参加事業者・機関数	5	5	5
協議会の専門部会の設置数	3	3	3
協議会の専門部会の実施回数	18回	18回	18回



(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

↳ 国の基本指針

- ① 令和8年度末までに、別表第1の10の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

(別表1の10 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組)

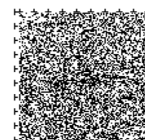
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定する。

》》 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況 《《

令和4年度に、県が実施する障がい福祉サービス等にかかる研修に参加し、サービスの質を向上させる体制を構築するよう努めました。

<第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の到達状況>

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員 の参加人数	1人	0人	1人	1人	2人	0人
障害者自立支援審査支払等システム 等での審査結果を分析してその結果 を活用し、事業所や関係自治体等と 共有する体制の有無	無	無	無	無	有	無
障害者自立支援審査支払等システム 等での審査結果を分析してその結果 等を活用し、事業所や関係自治体等 との共有回数	0回	無	0回	無	1回	無



≫≫ 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標及び活動指標 ≫

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用については、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修へ各年度1人が参加することを目標とします。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有については、事業所や関係自治体との連携を令和8年度に実施することを目標とします。

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の成果目標>

項目	令和8年度 目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制の構築	有	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組の体制を構築

<第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の活動指標>

項目	見込み		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	1人	1人	2人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	無 (0回)	無 (0回)	有 (1回)



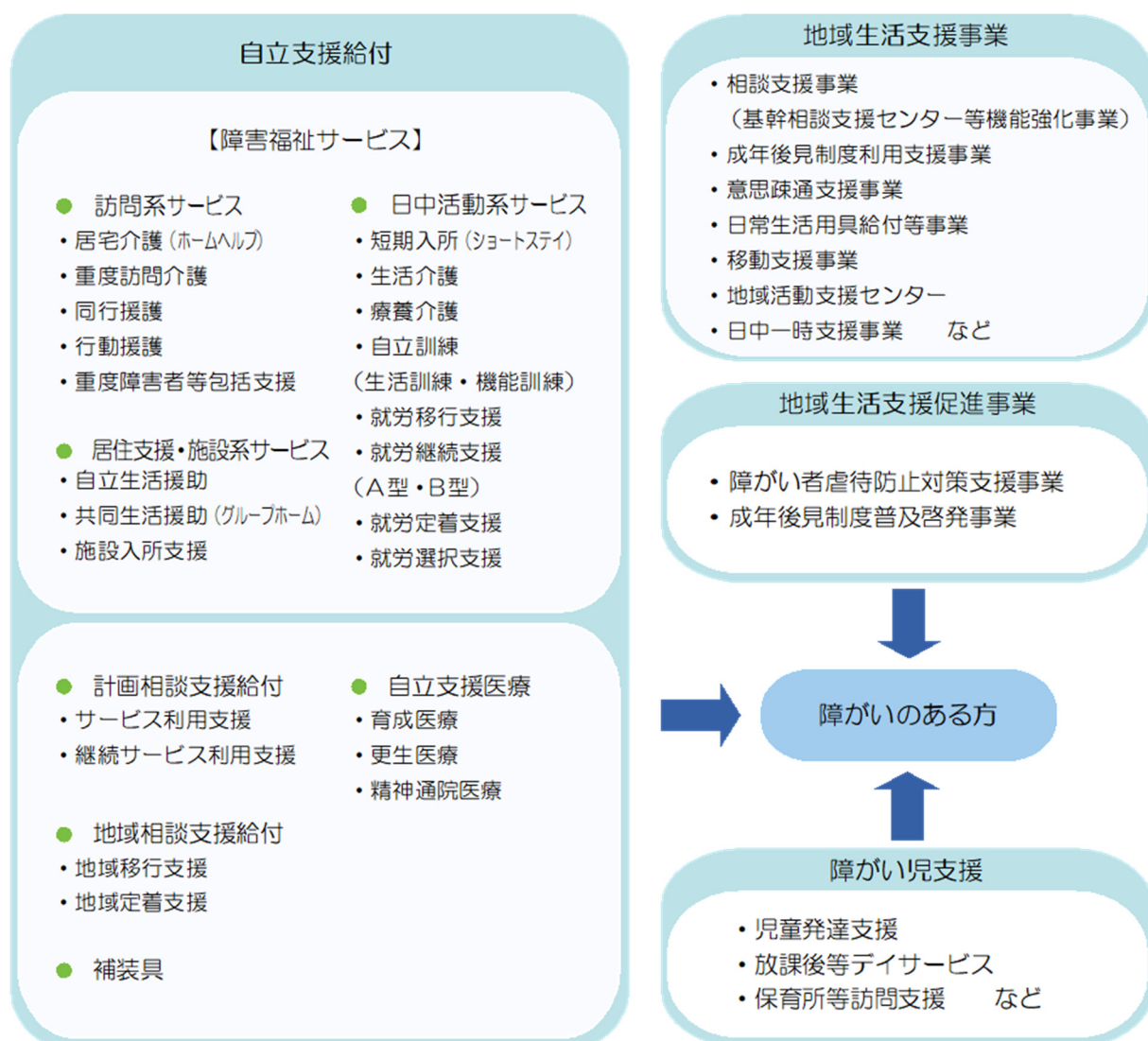
3 サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられます。

「自立支援給付」は、障がいの種別にかかわらず全国共通の仕組みで提供されるサービスです。「自立支援給付」には個々人の障がいの状態や介護者、居住の状況に応じ、必要な支援の量が支給決定される「障がい福祉サービス」のほか、「地域相談支援給付」「計画相談支援給付」「補装具*」「自立支援医療」などがあります。

「地域生活支援事業」は、地域の特徴を踏まえ、町の独自性を活かした仕組みで提供されるサービスです。「地域生活支援促進事業」は地域生活支援事業の中で、より一層推進すべき事業を特別枠に位置づけたものです。

図 3-1 サービス体系



4 障害福祉計画

(1) 自立支援給付

(1) - 1 障がい福祉サービス

ア. 訪問系サービス（介護給付）

サービス利用実績

居宅介護については、令和3年度、令和4年度、令和5年度において利用者数は概ね見込み通り、利用量は見込みを下回っています。

行動援護については、令和3年度、令和4年度において利用者数、利用量ともに見込みを下回っています。令和5年度において利用量は見込みを下回りましたが、利用者数は見込みを上回っています。

重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援についてはサービスの利用実績はありませんでした。

町内の事業所は確実に増えていると言えます。



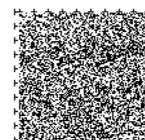
○サービス利用実績（1月あたり）

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値
訪問系サービス計	時間	754.3	1,010.0	780.0	1,030.0	817.3	1,050.0
（実利用人数）	人	31	34	35	36	40	37
（事業所数）	箇所	2	2	3	2	3	2
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	739.2	800.0	764.1	820.0	792.0	830.0
（実利用人数）	人	30	31	34	33	37	34
（事業所数）	箇所	2	2	3	2	3	2
重度訪問介護	時間	0.0	180.0	0.0	180.0	0.0	180.0
（実利用人数）	人	0	1	0	1	0	1
（事業所数）	箇所	2	2	3	2	3	2
同行援護	時間	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
行動援護	時間	15.1	30.0	15.9	30.0	25.3	40.0
（実利用人数）	人	1	2	1	2	3	2
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援							
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。

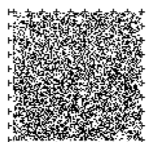
表中の時間とは、1月あたりの延べ利用時間数を表します。

重度障害者等包括支援は、利用量を単位数で表すため、時間の表記はありません。



サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい者、障がい児	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障がい者 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する方	常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴、排せつ、食事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がい者	視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報や、必要な援護を行います。
行動援護	自閉症*、てんかん*等のある重度の知的障がい者・児、統合失調症*等のある重度の精神障がい者で常時介護を要する方	知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障がい者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を行います。
重度障害者等包括支援	A L S*等の極めて重度の身体障がい者、強度行動障がいのある極めて重度の知的障がい者、極めて重度の精神障がい者	常時介護を必要とする障がい者に対して、介護の必要度が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に行います。



サービス見込量（活動指標）

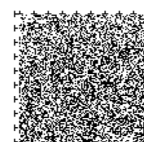
<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人あたり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数および量の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月あたり）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス 計	時間	990.0	1015.0	1040.0
（実利用見込人数）	人	39	40	41
（事業所数）	箇所	2	2	2
居宅介護（ホームヘルプ）	時間	780.0	800.0	820.0
（実利用見込人数）	人	35	36	37
（事業所数）	箇所	3	3	3
重度訪問介護	時間	180.0	180.0	180.0
（実利用見込人数）	人	1	1	1
（事業所数）	箇所	3	3	3
同行援護	時間	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0
行動援護	時間	30	35	40
（実利用見込人数）	人	3	3	3
（事業所数）	箇所	0	0	0
重度障害者等包括支援		0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0

※重度障害者等包括支援は、利用量を単位数で表すため、時間の表記はありません。



確保の方策

- ▶ 利用者の生活ニーズに応じた適切な障害福祉サービスを提供できるよう、サービス供給体制の整備に努めます。
- ▶ 事業所に対し、専門的な知識や技能を習得する従事者養成研修等への参加を促し、質の高いサービスを提供できる人材の育成に努めます。
- ▶ ヘルパーの確保の方策として、研修や就業の相談援助等の事業を行っている県の福祉人材センターの周知に努めます。
- ▶ サービスを必要とする障がいのある方が適切にサービスを利用できるよう、情報提供体制の充実を図るとともに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を見据えて、多様な事業所の参入促進に努めます。



イ. 日中活動系サービス（介護給付）

サービス利用実績

生活介護については、町内に事業所ができたこともあり、令和3年度、令和4年度、令和5年度において利用者数、利用量ともに大きく増加し、見込みを大幅に上回っています。

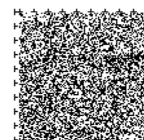
療養介護については、見込み通りの実績となっています。

短期入所については、福祉型は令和3年度、令和4年度、令和5年度において利用者数、利用量ともに見込みを下回っています。医療型の利用実績はありませんでした。

○サービス利用実績（1月あたり）

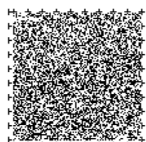
	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績	第6期計画値
生活介護	人日	1,019	740	1,018	840	1,007	940
（実利用人数）	人	51	37	51	42	52	47
（事業所数）	箇所	1	0	1	0	1	0
療養介護	人	1	1	1	1	1	1
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
短期入所（福祉型）	人日	51	90	74	95	68	100
（実利用人数）	人	10	20	14	22	13	23
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
短期入所（医療型）	人日	0	0	0	0	0	0
（実利用人数）	人	0	0	0	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。
表中の人日とは、1月あたりの延べ利用日数を表します。



サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分3以上の方（施設に入所する場合は、区分4以上）	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がい者で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者など呼吸管理を行っている方で、障害支援区分が区分6の方。 *患者、重症心身障がい者で、障害支援区分が区分5以上の方	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の支援を行います。
短期入所 （ショートステイ）	障がい者、障がい児	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。



サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

生活介護と短期入所については、利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人あたり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数および量の見込みを算出します。療養介護については、1人の利用と見込みます。

○ サービス見込量（1月あたり）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	1,150	1,295	1,460
（実利用見込人数）	人	53	54	55
（事業所数）	箇所	1	1	1
療養介護	人	1	1	1
（事業所数）	箇所	0	0	0
短期入所（福祉型）	人日	75	78	80
（実利用見込人数）	人	15	16	17
（事業所数）	箇所	0	0	0
短期入所（医療型）	人日	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0

確保の方策

- ▶ 障がいの特性を十分理解し、適切に対応できるサービス従事者の養成・確保が重要であることから、サービス提供事業者に対して、県や関係機関などが実施する研修等に関する情報提供を行い、専門的人材の確保や質的向上を働きかけます。
- ▶ 生活介護については、身近な地域でサービスを利用できるよう、引き続きサービス提供体制の整備に努めます。
- ▶ 短期入所（ショートステイ）については、緊急時の対応を含めて十分な受け入れ枠が確保されるよう、提供事業者への働きかけを行います。



ウ. 日中活動系サービス（訓練等給付）

サービス利用実績

自立訓練（機能訓練）については、令和3年度に1人の利用がありましたが、見込みを下回っています。

自立訓練（生活訓練）については、令和3年度、令和4年度において利用者数、利用量ともに見込みを下回っています。令和5年度において利用者数は下回りましたが、利用量は概ね見込み通りでした。

就労移行支援については、令和3年度、令和4年度、令和5年度において利用者数、利用量ともに大きく増加し、見込みを大幅に上回っています。

就労定着支援については、令和3年度、令和4年度において見込み通りです。令和5年度において見込みをやや下回りました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、就労継続支援（A型）については、令和3年度、令和4年度において利用者数はほぼ見込み通りですが、利用量は見込みを下回っています。令和5年度においては、利用者数、利用量ともに見込みを下回りました。

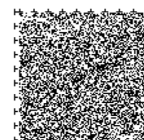
同じく、新型コロナウイルスの影響もあり、就労継続支援（B型）については、令和3年度、令和4年度、令和5年度において利用者数、利用量ともに見込みを下回っていますが、年々見込みに近づきつつあります。



○ サービス利用実績（1月あたり）

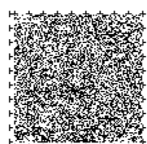
	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績	第6期計画値
自立訓練（機能訓練）	人日	10	20	0	30	0	30
（実利用人数）	人	1	2	0	3	0	4
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	18	30	37	40	41	40
（実利用人数）	人	1	3	2	4	3	5
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	人日	245	130	263	160	239	200
（実利用人数）	人	16	8	17	10	14	12
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
就労継続支援（A型）	人日	735	750	753	860	669	980
（実利用人数）	人	37	35	38	40	34	45
（事業所数）	箇所	1	1	1	1	1	1
就労継続支援（B型）	人日	1,381	1,800	1,528	1,890	1,840	1,980
（実利用人数）	人	78	100	88	105	104	110
（事業所数）	箇所	4	3	4	3	4	3
就労定着支援							
（実利用人数）	人	3	3	5	5	6	8
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。



サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能の維持・向上のため、支援が必要な身体障がい者	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上の訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上のため、支援が必要な障がい者（知的・精神）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上の訓練を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な方であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の方（利用開始時 65 歳未満の方）	①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。
就労継続支援 (B型)	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される方	①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。
就労選択支援	就労系サービスの利用意向がある障がい者	就労アセスメント*の手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。



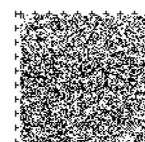
サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

利用実績に基づき、実利用人数、平均的な1人あたり利用量、今後の利用意向等を勘案し、利用者数および量の見込みを算出します。

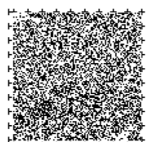
○ サービス見込量（1月あたり）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練（機能訓練）	人日	10	10	10
（実利用見込人数）	人	1	1	1
（事業所数）	箇所	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人日	45	45	50
（実利用見込人数）	人	3	3	4
（事業所数）	箇所	0	0	0
就労移行支援	人日	260	280	300
（実利用見込人数）	人	19	20	21
（事業所数）	箇所	0	0	0
就労継続支援（A型）	人日	800	825	860
（実利用見込人数）	人	39	40	41
（事業所数）	箇所	1	1	1
就労継続支援（B型）	人日	1,860	1,880	1,900
（実利用見込人数）	人	105	106	107
（事業所数）	箇所	4	4	5
就労定着支援				
（実利用見込人数）	人	7	8	10
（事業所数）	箇所	0	0	0
就労選択支援				
（実利用見込人数）	人	0	0	1
（事業所数）	箇所	0	0	0



確保の方策

- ▶ 自立訓練については、利用ニーズの把握に努め、希望する方がサービスの提供を受けることができるように努めます。
- ▶ 就労移行支援については、障がい者就職面接会や企業説明会などへの参加を呼びかけ、就労意欲を高めることにより、就労移行支援事業利用者数の増加を図ります。
- ▶ 就労継続支援事業所に対して、障がいのある方が安定した収入を得られるよう、法令に則った適切な事業所運営が行われるように働きかけます。
- ▶ 就労支援施設の職員に対しては、就労支援は専門性の高い分野であることから就労支援スキルの充実をめざして、愛知障害者職業センター等が開催する研修への参加を呼びかけます。
- ▶ 就労定着支援については、一般企業へ就労した方が就労に伴う環境の変化によって生活面に課題が生じてしまう事も多く、潜在的なニーズも多いことから、サービスの提供体制の整備に努めます。
- ▶ 就労選択支援については、今期より始まる事業ですが、就労先の選定において、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択ができるよう、サービス提供体制の整備に努めます。
- ▶ 特別支援学校の卒業生に限らず、普通学校に在籍する発達障がいのある生徒等のサービス利用を促進するため、学校および関係機関との連携を図ります。
- ▶ ハローワークや障がい者団体等と連携しながら、障がいのある方の特性に応じた就労支援に努めます。



工. 居住支援・施設系サービス

サービス利用実績

共同生活援助（グループホーム）については、町内に事業所が設置されました。令和3年度、令和4年度において利用者数は見込みを上回っています。令和5年度において利用者数が見込みを下回りました。

施設入所支援については、令和3年度、令和4年度、令和5年度において見込みを上回っていますが、成果目標の11人を達成しています。

自立生活援助の利用実績はありませんでした。

○ サービス利用実績（1月あたり）

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績	第6期計画値
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1
(事業所数)	箇所	0	0	0	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	人	44	43	49	47	54	57
(事業所数)	箇所	5	4	5	4	5	5
施設入所支援	人	12	10	11	10	11	10
(事業所数)	箇所	0	0	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。

サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方	①定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除、通院状況等について課題はないか確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。 ②定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がい者	主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ または食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	介護を必要とする障がい者で、障害支援区分が区分4以上の方	施設に入所する障がいのある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。



サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

現に利用している方の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

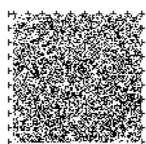
施設入所支援については、令和4年度末時点の施設入所者12人を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な方の利用といった真に必要なと判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月あたり）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	1
（事業所数）	箇所	0	0	0
共同生活援助 （グループホーム）	人	60	65	70
（事業所数）	箇所	5	5	6
施設入所支援	人	11	11	10
（事業所数）	箇所	0	0	0

確保の方策

- ▶ 共同生活援助（グループホーム）については、障がいのある方が地域の中で必要な支援を受けながら暮らす生活の場として整備の必要性が高いため、設置にあたっては県や近隣市町村の動向を踏まえるとともに、サービス提供事業者との連携や情報提供などを通じて参入促進に努めます。
- ▶ 障がいのある方が地域で生活しやすくなるよう、町の広報やホームページなどによる啓発活動を通じて、町民全体の障がいのある方に対する理解啓発に努めます。
- ▶ 施設入所者の地域移行が進むことを基本としながら、グループホームや介護保険施設等の関係事業者と連携するとともに、適切なアセスメントを行い、施設入所が真に必要な重度の障がいのある方には利用ができるように努めます。
- ▶ 自立生活援助については、障がい者支援施設や共同生活援助（グループホーム）に入居している方の中で、賃貸住宅などで一人暮らしを希望する方がみえた場合、速やかに対応できるよう、広く周知を図りサービス提供体制の整備に努めます。



(1) -2 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

サービス利用実績

計画相談支援については、令和3年度、令和4年度、令和5年度において、利用者数は見込みを下回っています。

地域移行支援、地域定着支援については、利用実績はありませんでした。

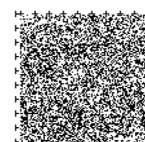
○ サービス利用実績（1月あたり）

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績	第6期計画値
計画相談支援	人	40	43	43	49	47	56
(事業所数)	箇所	2	2	2	2	2	2
地域移行支援	人	0	0	0	1	0	2
(事業所数)	箇所	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	1
(事業所数)	箇所	0	0	0	0	0	0

※令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。

サービス概要

サービスの種別	実施内容
計画相談支援	障がい福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障がい者に対し、相談支援専門員がサービスの利用のための支援や調整を行い、サービス等利用計画案を作成し、また、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談を行います。



サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

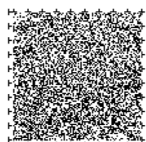
障がい福祉サービスおよび地域相談支援の利用者数等を勘案して、利用者数の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月あたり）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	50	52	55
（事業所数）	箇所	2	2	2
地域移行支援	人	1	1	1
（事業所数）	箇所	0	0	0
地域定着支援	人	1	1	1
（事業所数）	箇所	0	0	0

確保の方策

- ▶ 計画相談支援については、利用者の心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを適切に把握できる人材の育成・確保に努めます。
- ▶ 専門機関と連携して、障がいのある方が障がいの特性に応じた支援を、ライフステージを通して総合的・計画的に受けることができる体制づくりに努めます。
- ▶ 病院や施設から地域生活に移行する際の住居確保や手続きの同行などの地域移行支援と、地域生活移行後の相談体制の確保や緊急時の連絡などの地域定着支援を活用できるよう、当事者をはじめ、家族、病院、地域等関係する方々への啓発活動を行い、あわせて事業の周知を図ります。
- ▶ 地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がいのある方等がそのまま住み慣れた地域で生活できるよう、地域移行支援および地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図ります。



(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することをめざします。実施にあたっては、障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に行います。

サービス利用実績

移動支援事業については、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、令和3年度、令和4年度、令和5年度において利用者数、利用量ともに見込みを大きく下回っています。

地域活動支援センターについては、町内、町外ともに利用者数がほぼ見込み通りの実績となっています。

日中一時支援事業については、令和3年度、令和4年度において利用者数、利用量ともに見込みを大幅に上回りました。令和5年度において利用者数は見込み通りでしたが、利用量は見込みを大幅に下回りました。

訪問入浴サービス事業については、令和3年度、令和4年度において利用者数は見込みを下回っていますが、利用量は大幅に見込みを上回っています。令和5年度において利用者数、利用量ともに大幅に見込みを下回っています。

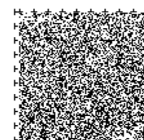
障がい者相談支援事業所は3箇所あります。

成年後見制度*法人後見支援事業については、令和3年度から実施しております。

手話通訳者・要約筆記*者派遣事業の利用実績はありませんでした。

日常生活用具給付等事業については、バラつきがあるものの障害者手帳取得者の増加に伴い、全体的には給付件数が増えています。

手話奉仕員養成研修事業は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和3年度については中止となりました。令和4年度は1人、令和5年度は7人となっています。



○ サービス利用実績

	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値
移動支援事業 (延べ利用時間数)	時間	1,015.2	1,990.0	1,049.5	2,160.0	644.5	2,340.0
(実利用人数)	人	18	28	19	31	20	34
地域活動支援 センター(町内)	箇所	2	2	2	2	2	2
(実利用人数)	人	44	41	43	42	44	43
地域活動支援 センター(町外)	箇所	4	7	4	7	4	7
(実利用人数)	人	7	10	9	9	8	8
日中一時支援事業 (延べ利用日数)	人日	1,828	1,450	2,097	1,490	1,178	1,540
(実利用人数)	人	20	18	23	18	19	19
訪問入浴サービス (延べ利用日数)	人日	584	500	644	510	326	520
(実利用人数)	人	7	8	8	10	7	11

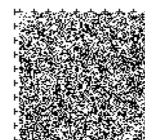
※表中の時間とは、年間の延べ利用時間数を表します。

表中の人日とは、年間の延べ利用日数を表します。

令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。

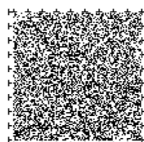


	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績	第6期計画値
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有
相談支援事業							
障がい者相談支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	1	0	3	1	5
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	0	5	0	5	0	6
手話通訳者設置事業	実設置者数	0	0	0	0	0	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	給付等件数	1	3	0	3	3	3
自立生活支援用具	給付等件数	2	5	8	5	6	6
在宅療養等支援用具	給付等件数	6	7	7	8	5	9
情報・意思疎通支援用具	給付等件数	3	3	1	3	3	3
排せつ管理支援用具	給付等件数	504	450	517	470	520	500
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等件数	0	1	2	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者（登録者数）	—	5	1	6	7	7
自動車運転免許取得費助成事業	実利用件数	0	1	0	2	1	2
自動車改造費助成事業	実利用件数	1	1	1	2	1	2

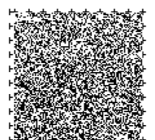


サービス概要

項目	実施内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。
障がい者相談支援事業	障がいのある方からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障がい福祉サービスの利用支援などの必要な支援や、権利擁護*のために必要な援助などを行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置したり、基幹相談支援センター等が地域における相談支援業者に対する専門的な指導・助言、人材の育成の支援などをしたり、相談支援体制の強化の取り組みを行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がいのある方または精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障がいのある方等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した方）の養成研修を行います。



項 目	実施内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある方に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
日中一時支援事業	家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障がいのある方などの日中における活動の場を提供する事業です。
訪問入浴サービス事業	自宅において家族だけでは入浴が困難な重度の身体障がいのある方を対象に、移動入浴車による訪問入浴を行う事業です。
自動車運転免許取得費助成事業	身体障がいのある方が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車運転免許取得に要した費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	身体障がいのある方が住み慣れた地域社会で自立した生活を送りながら社会参加できるよう、自動車改造に要した経費の一部を助成します。



サービス見込量（活動指標）

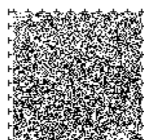
＜算定にあたっての考え方＞

日常生活用具給付等事業については、利用実績を基本とし、対象となる障がい者数の推移を勘案して、量の見込みを算出します。

移動支援事業、日中一時支援事業については、現に利用している方の数、障がい者等のニーズ、平均的な1人あたり利用量等を勘案して、利用者数および量の見込みを算出します。

その他については利用実績や本町の行政規模等を勘案して見込みます。

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
相談支援事業				
障がい者相談支援事業	実施見込箇所数	3	3	3
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実利用見込者数	2	2	4
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込件数	5	5	5
手話通訳者設置事業	実設置見込者数	0	0	0
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	給付等見込件数	3	3	3
自立生活支援用具	給付等見込件数	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付等見込件数	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	給付等見込件数	3	3	3
排せつ管理支援用具	給付等見込件数	550	550	550
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付等見込件数	1	1	1

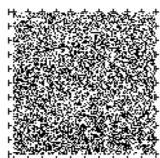


	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習 修了見込者数 (登録見込者数)	6	6	6
移動支援事業	延べ利用見込時間数	1300.0	1350.0	1400.0
	実利用見込者数	22	24	26
地域活動支援センター (町内)	実施見込箇所数	2	2	2
	実利用見込者数	45	46	47
地域活動支援センター (町外)	実施見込箇所数	5	5	5
	実利用見込者数	10	10	12
日中一時支援事業	延べ利用見込日数	2,200	2,400	2,500
	実利用見込者数	20	21	22
訪問入浴サービス事業	延べ利用見込日数	660	670	680
	実利用見込者数	7	7	8
自動車運転免許取得費助成事業	実利用見込件数	1	1	1
自動車改造費助成事業	実利用見込件数	1	1	1



確保の方策

- ▶ 【障がい者相談支援事業】障がいのある方が、主体的に福祉サービスを選ぶことにより、自立した地域生活を継続していくことができるよう、海部南部権利擁護センターの障がい者基幹相談支援部門や町内の事業所と提携して相談支援体制を確保し、専門的な相談対応と、地域の実情に根ざした情報提供に取り組みます。
- ▶ 【成年後見制度利用支援事業】広報紙等の掲載を通して、事業内容や対象となる障がいの種類について周知を図ります。
- ▶ 【成年後見制度法人後見支援事業】海部南部権利擁護センターと連携しながら、広報紙等の掲載を通して、事業内容や対象となる障がいの種類について周知を図ります。
- ▶ 【意思疎通支援事業】手話通訳者派遣事業の実施とともに、要約筆記者派遣事業を行うことにより、手話を使用しない方への対応力を高め、情報バリアフリー*の環境づくりを図ります。手話通訳者設置事業については、町が行う養成講座を通して、手話通訳ボランティアのスキル向上を図り、県の認定手話通訳者を確保して手話通訳者の設置をめざします。
- ▶ 【日常生活用具給付等事業】事業内容や給付または貸与品目の対象となる障がいの種類について周知を図ります。また、日常生活用具の給付等を通して、障がいのある方の日常生活の利便を図り、自立生活を支援します。
- ▶ 【手話奉仕員養成研修事業】ボランティア活動に興味がある方を把握し、活動の場を提供するなどボランティアの育成に努めます。その中で、手話に興味がある方に手話奉仕員養成研修への参加を働きかけます。
- ▶ 【移動支援事業】障がいのある方の多様な活動、社会参加や自己実現を支える重要な福祉サービスとして、ニーズに応じた適切なサービスを提供できるよう、サービス事業者へ専門的人材の確保およびその質的向上を図るよう働きかけます。
- ▶ 【地域活動支援センター】障がいのある方が創作活動を通じて生きがいもてる場と位置づけ、地域活動支援センターの提供事業者を支援します。
- ▶ 【訪問入浴サービス事業】身体を清潔に保つことは、介護を必要としている方にとってはとても大切なことであり、様々な病気（床ずれ、皮膚病等）の予防、発見に繋がります。利用対象者は限られていますが、自宅で暮らす障がいのある方の心身状況と生活の質の維持に不可欠な福祉サービスとして今後も継続して事業を実施します。
- ▶ 【自動車運転免許取得費助成事業、自動車改造費助成事業】社会参加を支援する事業として、サービスの内容や対象となる障がいの種類について周知を図ります。



(3) 地域生活支援促進事業

障がいのある方の福祉の増進を図るとともに、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することをめざし、地域の特性や利用者の状況に応じて計画的に実施する地域生活支援事業の中で、より一層推進すべき事業を特別枠に位置づけ、「地域生活支援促進事業」としてより質の高いサービスを提供します。

サービス利用実績

障がい者虐待防止対策支援事業、成年後見制度普及啓発事業は、海部南部権利擁護センターが普及啓発のための講演会及び勉強会を実施しています。

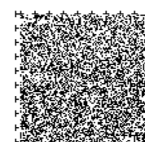
	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期計画値	実績	第6期計画値	実績	第6期計画値
障がい者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	無	有	無	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

サービス概要

項目	実施内容
障がい者虐待防止対策支援事業	障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業です。
成年後見制度普及啓発事業	成年後見制度の利用を促進するための普及啓発を行う事業です。

サービス見込量（活動指標）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者虐待防止対策支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度普及啓発事業	実施の有無	有	有	有



確保の方策

- ▶ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律*（障害者虐待防止法）」に基づき、虐待の予防および早期発見を、各関係機関との協力体制の整備や支援体制の強化を促進します。
- ▶ 成年後見制度の円滑な利用を図るため、海部南部権利擁護センターと連携し、パンフレットの作成配布などの広報・啓発を行います。
- ▶ 成年後見制度および日常生活自立支援事業*を含め、権利擁護に関する総合的な相談支援を充実させるため、海部南部権利擁護センターと連携し、相談支援体制の確立を図ります。



5 障害児福祉計画

本計画においては、障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備をめざし、さらに、障がいの有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・インクルージョンを計画作成に関する基本的事項として、子育て支援の利用ニーズを把握し提供体制の整備に努めます。

また、障がい児支援の整備にあたっては、子ども・子育て支援法*や町が策定した子ども・子育て支援事業計画との整合性を図ります。

○ P92の障がい者（児）実態調査によるニーズ調査結果をもとに定めた目標が以下の通りです。

種別	必要な見込み量(人)	各年度の目標値(人)		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所	8	6	7	8
幼稚園	5	4	4	5
認定こども園	5	3	4	5
学童保育所	16	14	15	16

サービス利用実績

児童発達支援については、令和3年度、令和4年度において、利用者数、利用量ともに見込みを大きく上回っています。令和5年度において利用者数は下回ったものの、利用量は大きく上回っています。

医療型児童発達支援については、利用実績はありませんでした。

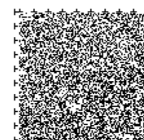
また、放課後等デイサービスについては、令和3年度、令和4年度、令和5年度において、利用者数、利用量ともに見込みを下回っています。

保育所等訪問支援については、町内に実施事業所がなく、その事業内容の周知を含めて新たな事業所の参入促進が、前計画から引き続きの課題となっています。

居宅訪問型児童発達支援については、サービスの利用実績はありませんでした。

障がい児相談支援については令和3年度、令和4年度、令和5年度において概ね見込みを上回っています。

概して、利用人数の増加に伴い事業所も増えてきており、医療的ケア児等コーディネーターの確保が課題となっています。



○ サービス利用実績（1月あたり）

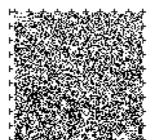
	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値	実績	第6期 計画値
児童発達支援	人日	129	110	174	115	249	120
（実利用人数）	人	13	12	20	14	11	15
（事業所数）	箇所	0	0	2	0	3	1
医療型児童発達支援	人日	0	10	0	12	0	14
（実利用人数）	人	0	1	0	1	0	1
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	976	1,040	1,081	1,220	1,228	1,430
（実利用人数）	人	75	73	81	85	90	100
（事業所数）	箇所	2	3	5	3	7	4
保育所等訪問支援	人日	0	0	2	1	4	1
（実利用人数）	人	0	0	1	1	2	1
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	1	0	1
（実利用人数）	人	0	0	0	1	0	1
（事業所数）	箇所	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人	12	11	13	13	18	15
（事業所数）	箇所	1	1	1	1	1	1
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整する コーディネーター	人	3	5	3	6	3	6

※令和3年度、令和4年度は各月の利用実績の平均値、令和5年度は4月から9月までの利用実績の平均値です。



サービス概要

サービスの種別	主な対象者	実施内容
児童発達支援	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童または精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行います。 ※令和6年4月から児童発達支援に一元化されます。
放課後等デイサービス	学校教育法に規定する学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児	居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児	障がい児が障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障がい児支援利用計画を作成し（障がい児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング*を行う（継続障がい児支援利用援助）等の支援を行います。



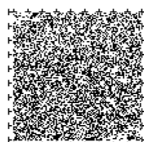
サービス見込量（活動指標）

<算定にあたっての考え方>

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、保育所等での障がい児の受入れ状況、平均的な1人あたり利用量等を勘案して、利用児童数および量の見込みを算出します。

○ サービス見込量（1月あたり）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	250	300	350
（実利用見込人数）	人	30	33	35
（事業所数）	箇所	3	3	4
放課後等デイサービス	人日	1,300	1,400	1,500
（実利用見込人数）	人	95	100	105
（事業所数）	箇所	4	4	4
保育所等訪問支援	人日	6	7	8
（実利用見込人数）	人	3	3	4
（事業所数）	箇所	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0
（実利用見込人数）	人	0	0	0
（事業所数）	箇所	0	0	0
障がい児相談支援	人	20	25	30
（事業所数）	箇所	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	人	4	5	6



確保の方策

- ▶ 県の専門機関、医療機関、保育所・学校、サービス提供事業所との連携強化による横断的な取り組みにより、障がい児支援の充実に努めます。
- ▶ 障がい児通所サービスにおいては、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、相談支援体制の強化および対応できるサービス提供事業者の確保・増加に努めます。
- ▶ 児童発達支援については、幼児教育・保育が無償化され、利用しやすい環境が整ったこともあり、利用が増加すると見込まれるため、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。
- ▶ 地域生活における医療的ケア児の支援体制を強化させるため、重症心身障がい児者コーディネーター養成研修に、障がい児支援に関わっている町内事業所等の職員の参加を促し、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターのさらなる確保を図ります。
- ▶ 学校卒業後の障がい児へ一貫したサービスの提供ができるよう就労支援事業所など関係機関との連携を強化します。
- ▶ 令和2年度に策定した「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図り、計画を推進します。



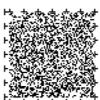
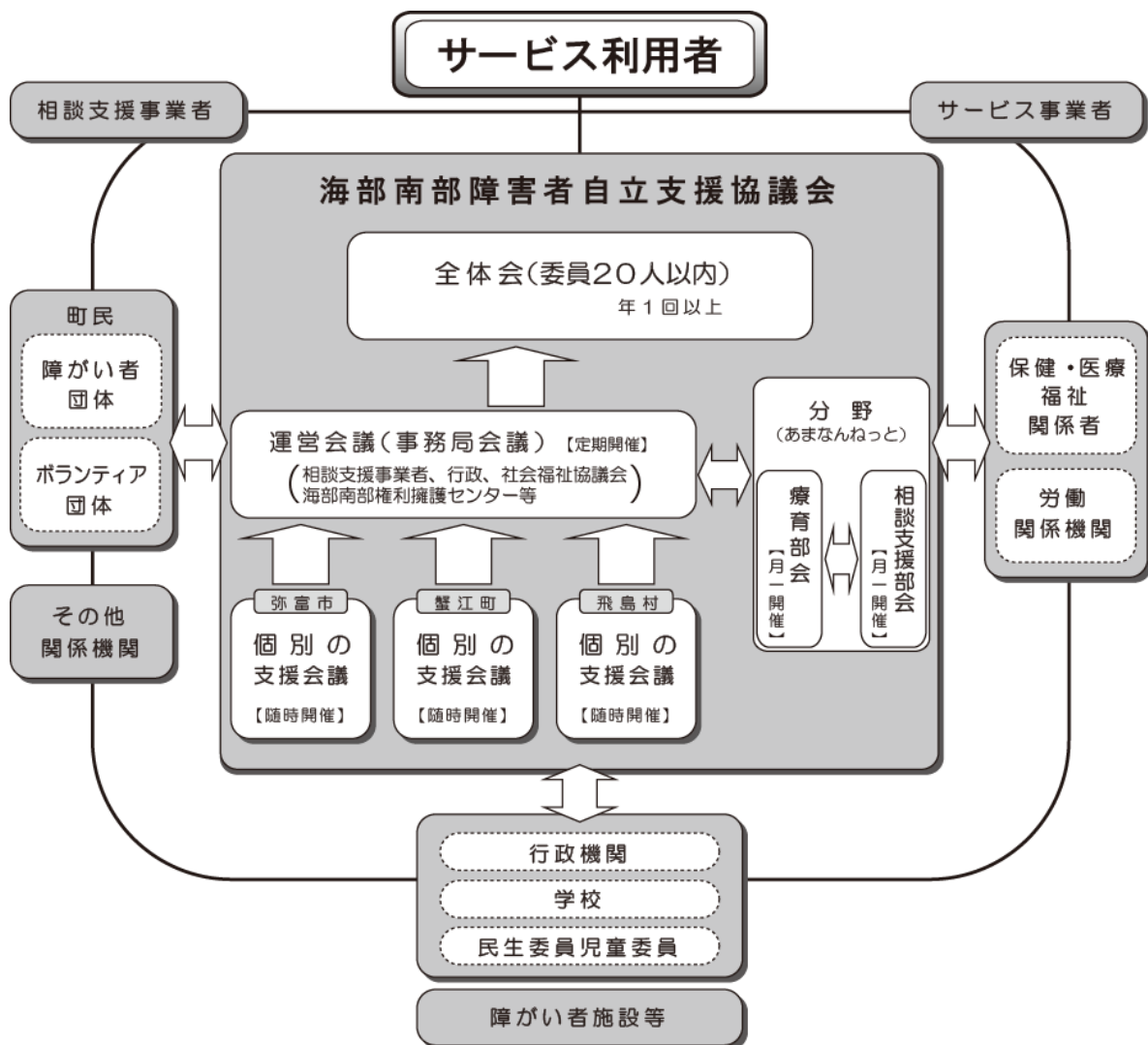
第4章 計画の推進に向けて

1 推進体制

計画の推進にあたっては、町民や各種団体、サービス提供事業者、関係機関等の協力が不可欠なことから、広報紙等の活用、各種団体等への働きかけなど、多くの機会を捉え、効果的な周知と意識の啓発に努めます。

また、必要な障がい福祉サービス量の確保や、より実行ある事業展開を進めるために「海部南部障害者自立支援協議会」を設置し、広域的な連携を図っています。今後もこの協議会を中核とし、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。

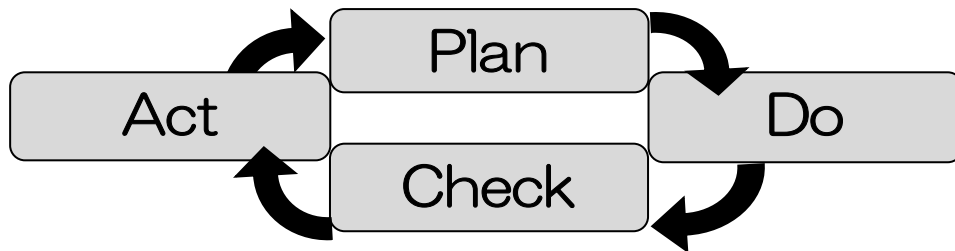
図表 4-1 海部南部障害者自立支援協議会の体制



2 計画の進行管理および評価

国の基本指針では、数値目標や障がい福祉サービス等の見込量等を新たに成果目標と活動指標に整理した上で、PDCAサイクルのプロセス等について明記することとしています。

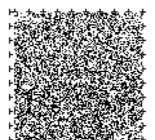
(PDCA サイクルのイメージ)



計画 (Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行 (Do)	計画に基づき活動を実行する
評価 (Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する (学ぶ)
改善 (Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

本町では、成果目標および活動指標について、年に1回、県と連携して**実績を把握**し、障がい者施策および関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画・障害児福祉計画の中間評価として**分析および評価**を行い、海部南部障害者自立支援協議会において意見を聴き、必要があると認めるときは、障害福祉計画・障害児福祉計画の変更や**事業の見直し**等を行います。その結果については広報紙等の掲載を通して、町民や関係機関への周知を図ります。

これに加え、活動指標については、障がいのある方の心身の状況、その置かれている環境等の情報の整理に努めるとともに、毎月の実績の把握と達成状況等の分析および評価を行います。



資料編

■ 1 調査結果（障がい者・児実態調査）

○ 調査結果の概要

【数値等の表記について】

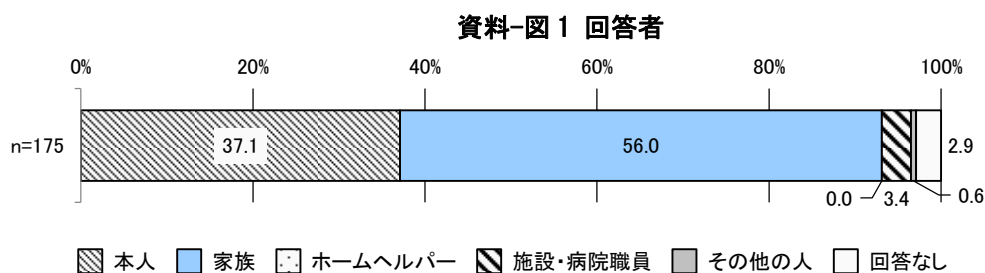
○ 集計結果の比率は、小数点以下第2位を四捨五入したうえで、割合の合計が100.0%になるように調整しています。

○ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しているため、合計が100.0%を超える場合があります。

□ 回答者 □□□

Q. このアンケートに回答していただくのはどなたですか。

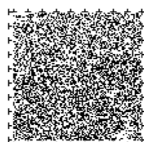
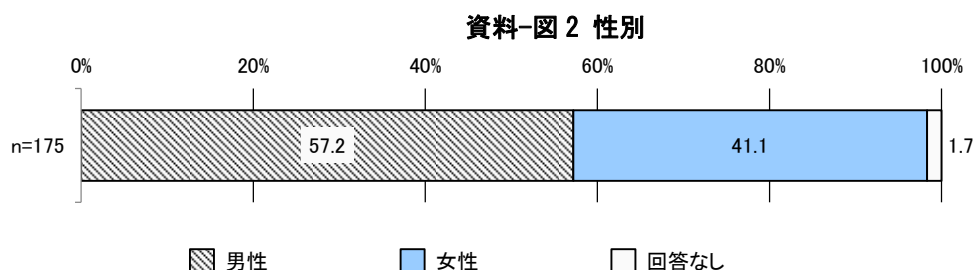
「家族」56.0%が最も多く、次いで「本人」37.1%となっています。



□ 性別 □□□

Q. あなたの性別を教えてください。

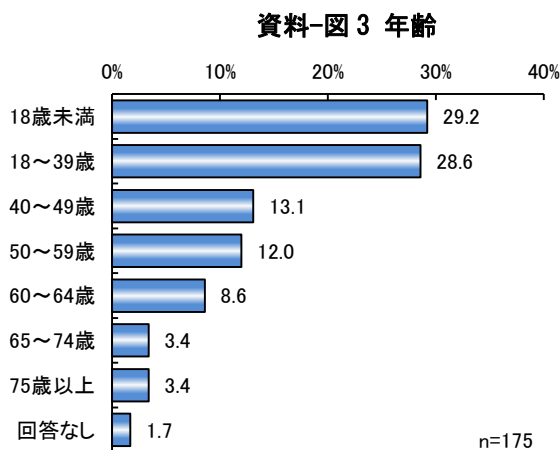
「男性」57.2%、「女性」41.1%となっています。



□ 年齢 □□□

Q. あなたの年齢を教えてください。(令和5年7月1日現在)

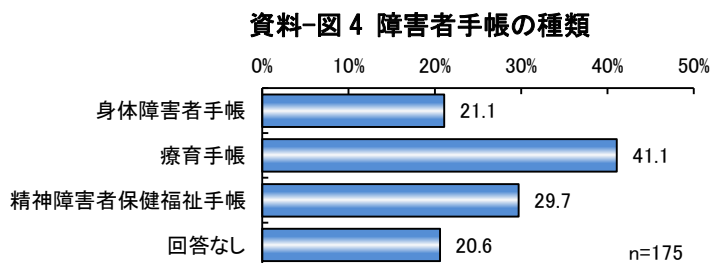
「18歳未満」29.2%が最も多く、次いで「18～39歳」28.6%となっています。



□ 障害者手帳の種類 □□□

Q. あなたは次のどの障害者手帳を所持していますか。

「身体障害者手帳」が21.1%、「療育手帳」が41.1%、「精神障害者保健福祉手帳」が29.7%となっています。



□ 重複障がいの状況 □□□

療育手帳のみの手帳所持者が41.1%と最も多い。
2つ以上の手帳を持っている人のうち最も多いものは、身体障害者手帳と療育手帳を合わせ持つ人となっています。

資料-表1 重複障がいの状況

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳	身体障害者手帳+精神障害者保健福祉手帳	療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	身体障害者手帳+療育手帳+精神障害者保健福祉手帳	回答なし	合計
37	72	52	17	2	3	0	36	175
21.1	41.1	29.7	0.1	0.0	0.0	0.0	20.6	100.0

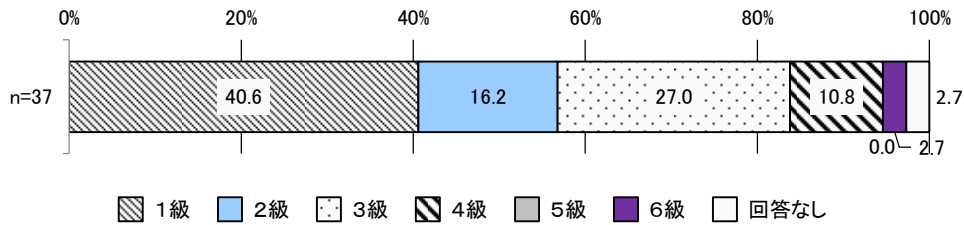


□ 身体障害者手帳の等級 □□□

Q. あなたの身体障害者手帳の等級は何級ですか。

「1級」40.6%が最も多く、次いで「3級」27.0%、「2級」16.2%となっています。

資料-図5 身体障害者手帳の等級

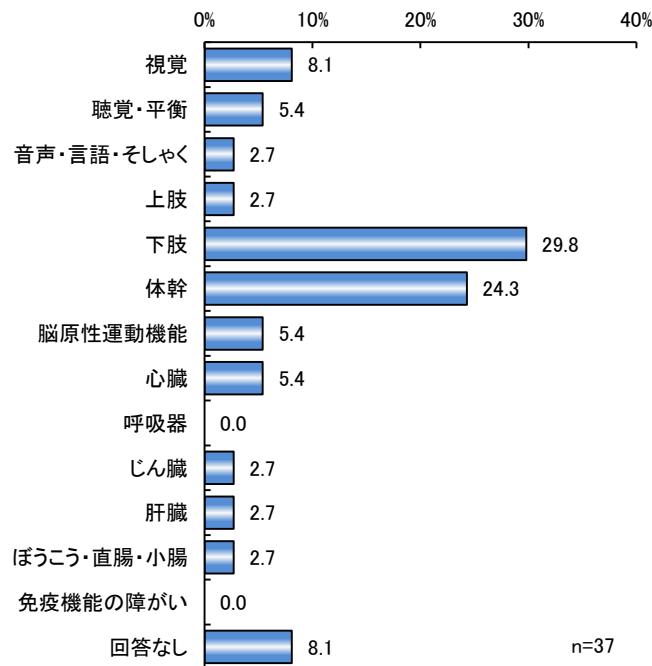


□ 主な身体障がいの種類（身体障害者手帳所持者） □□□

Q. あなたの主たる障がいの種類を教えてください。2つ以上障がいがある方は、最も重いものはどれですか。

「下肢」29.8%が最も多く、次いで「体幹」24.3%となっています。

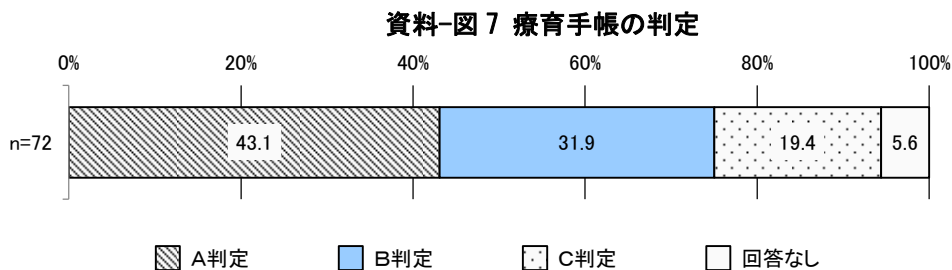
資料-図6 主な身体障がいの種類



□ 療育手帳の判定 □□□

Q. あなたの療育手帳の判定はどれですか。

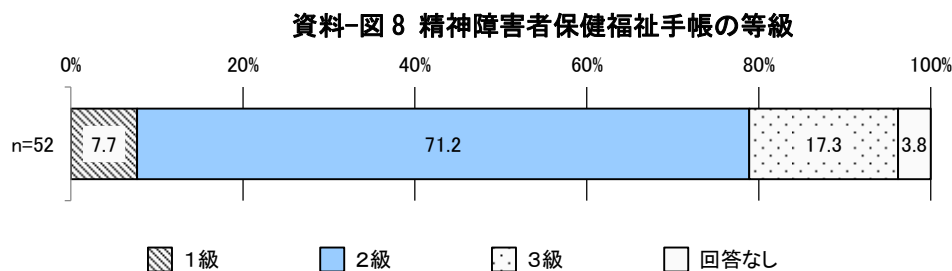
「A判定」43.1%が最も多く、次いで「B判定」31.9%、「C判定」19.4%となっています。



□ 精神障害者保健福祉手帳の等級 □□□

Q. あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は何級ですか。

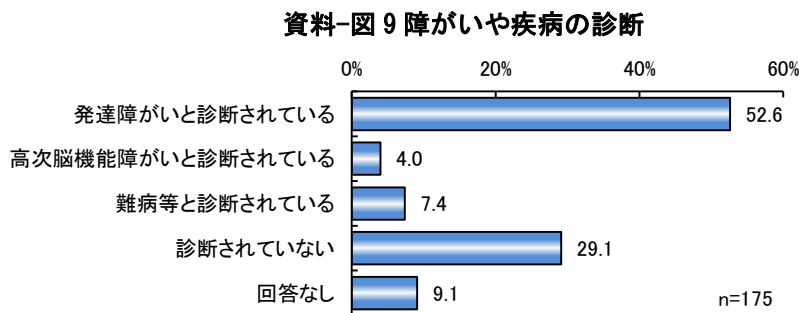
「2級」71.2%が最も多く、次いで「3級」17.3%、「1級」7.7%となっています。



□ 障がいや疾病の診断 □□□

Q. あなたは以下の障がいや疾病と診断されていますか。(複数回答)

「発達障がいと診断されている」52.6%が最も多く、次いで「診断されていない」29.1%となっています。

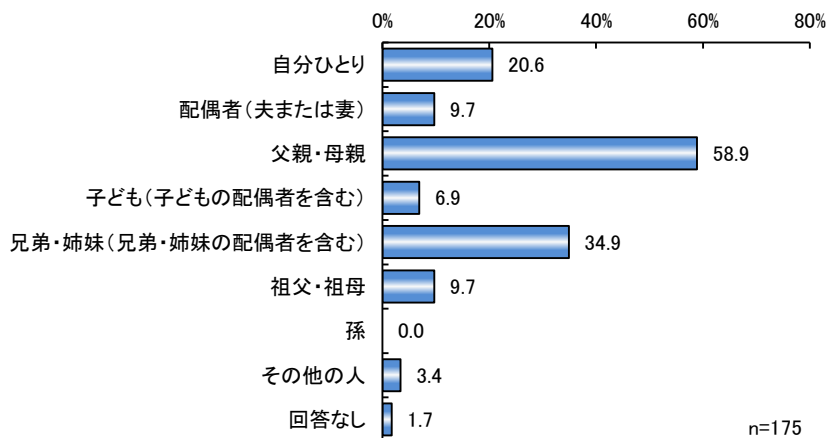


□ 同居人 □□□

Q. あなたは、ひとりで住んでいますか、それとも誰かと住んでいますか。(複数回答)

「父親・母親」58.9%が最も多く、次いで「兄弟・姉妹(兄弟・姉妹の配偶者を含む)」34.9%、「自分ひとり」20.6%となっています。

資料-図10 同居人

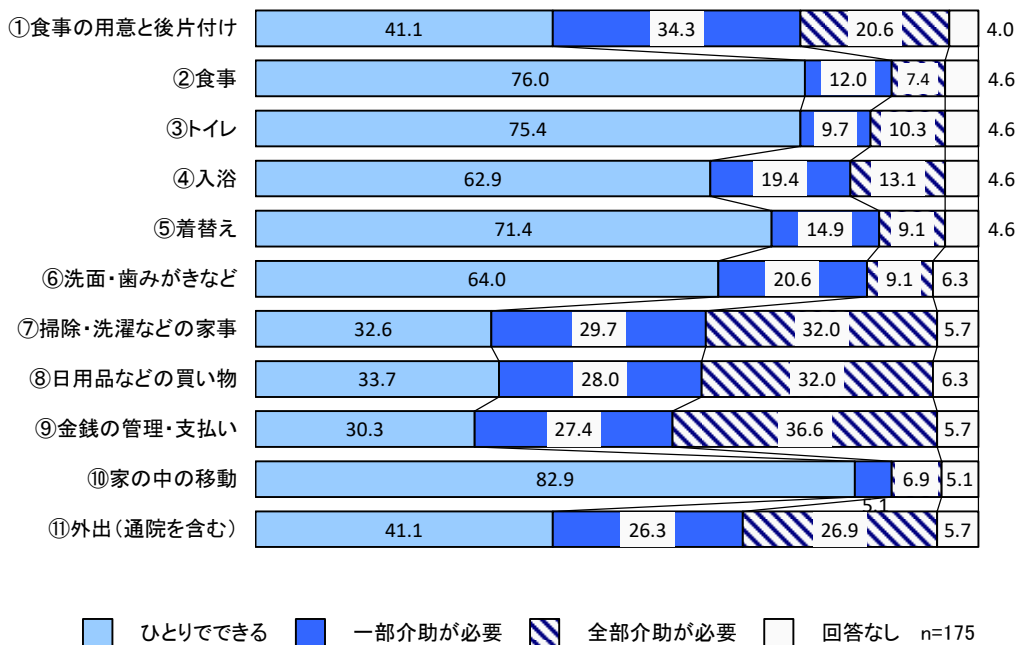


□ 生活状況 □□□

Q. 1日の生活の中で、どのくらい介助が必要ですか。

「全部介助が必要」「一部介助が必要」とした人は「⑧日用品などの買い物」が5割弱となっています。

資料-図11 生活状況

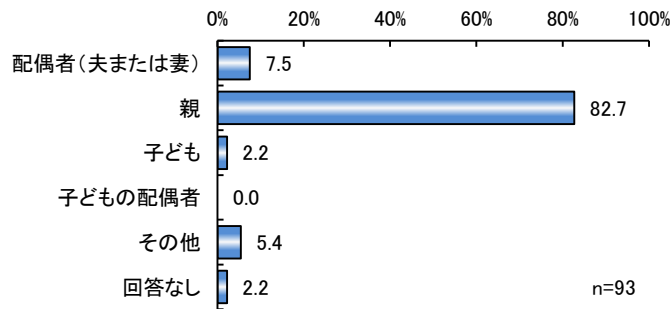


□ 主な介助者（介助が必要な方） □□□

Q. 主に介助する家族の続柄は何ですか。

「親」82.7%が最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」7.5%となっています。

資料-図 12 主な介助者

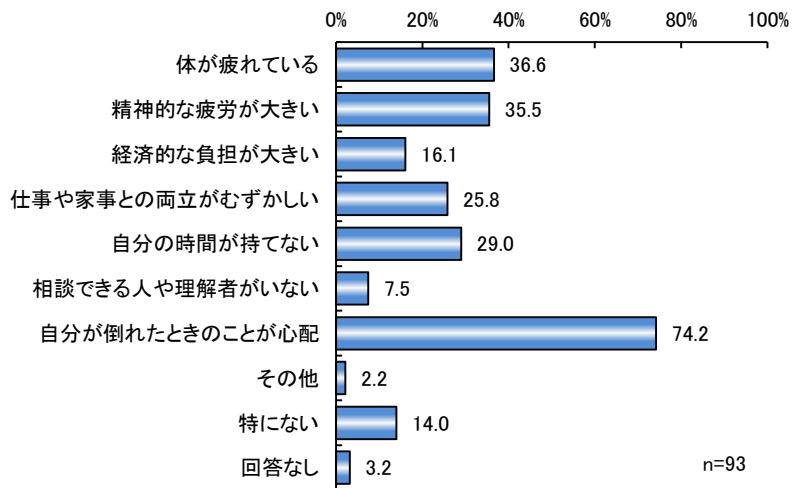


□ 介助の困りごと □□□

Q. 主な介助者の方が、介助をする上で困っているようなことはありますか。（複数回答）

「自分が倒れたときのことが心配」74.2%が最も多く、次いで「体が疲れている」36.6%、「精神的な疲労が大きい」35.5%となっています。

資料-図 13 介助の困りごと

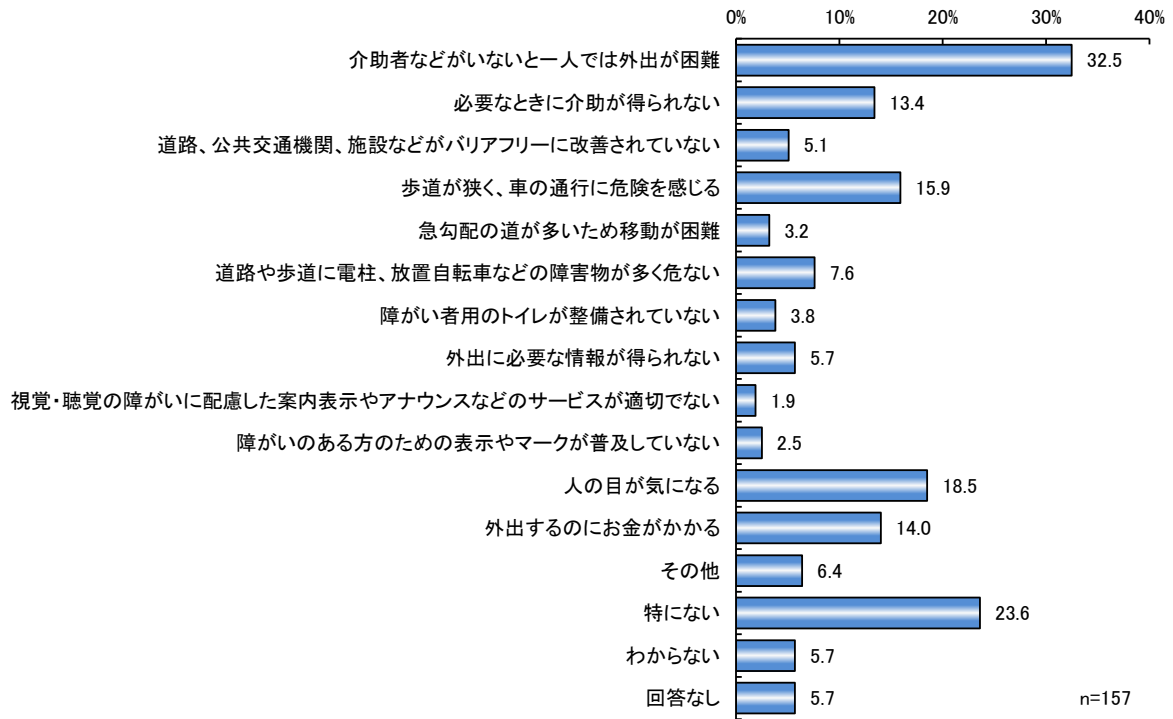


□ 外出時の困りごと □□□

Q. あなたが外出する上で、困ることは何ですか。(複数回答)

「介助者などがないと一人では外出が困難」32.5%が最も多く、次いで「特にない」23.6%、「人の目が気になる」18.5%となっています。

資料-図 14 外出時の困りごと

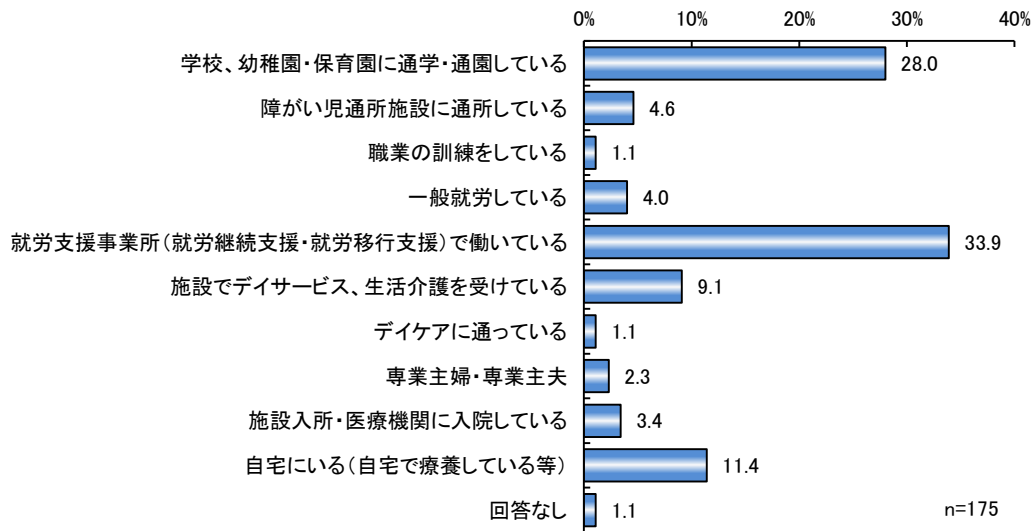


□ 日中の過ごし方 □□□

Q. あなたは日中、主に何をしていますか。

「就労支援事業所（就労継続支援・就労移行支援）で働いている」33.9%が最も多く、次いで「学校、幼稚園・保育園に通学・通園している」28.0%、「自宅にいる（自宅で療養している等）」11.4%となっています。

資料-図 15 日中の過ごし方

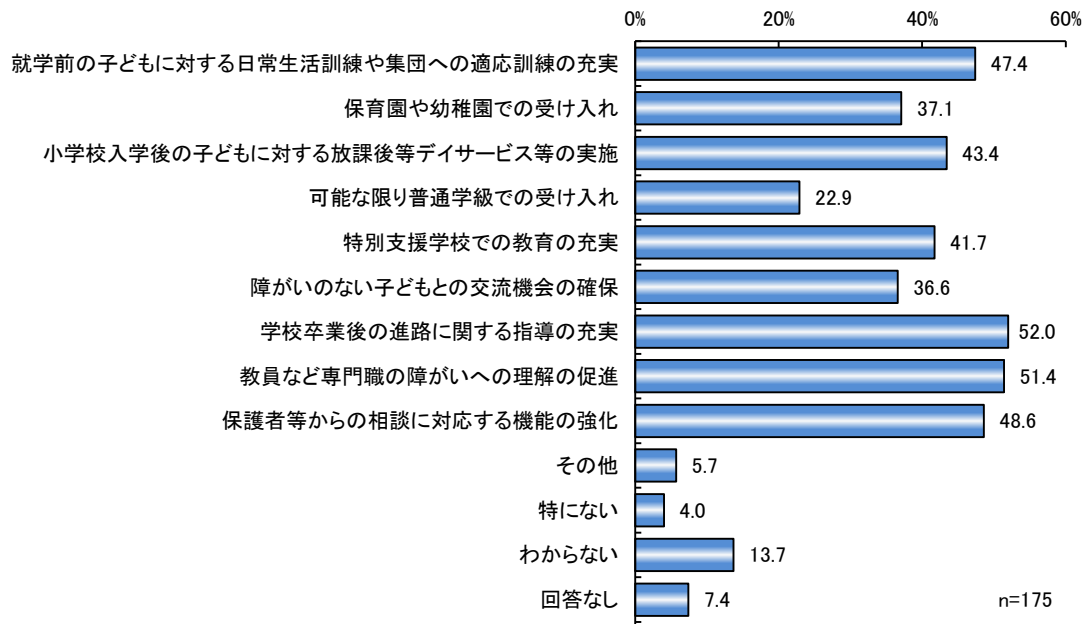


□ 障がい児教育に必要なこと □□□

Q. あなたは、障がいのあるこどもの保育や教育の充実を図るために、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

「学校卒業後の進路に関する指導の充実」52.0%が最も多く、次いで「教員など専門職の障がいへの理解の促進」51.4%、「保護者等からの相談に対応する機能の強化」48.6%となっています。

資料-図 16 障がい児教育に必要なこと

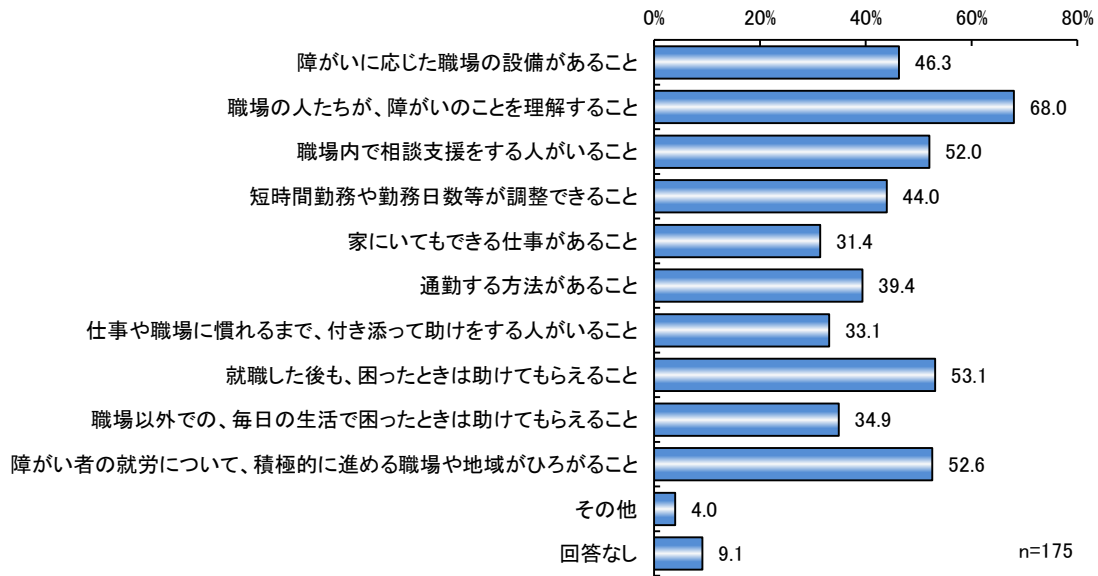


□ 仕事をするために必要なこと □□

Q. 仕事をするには何が必要ですか。(複数回答)

「職場の人たちが、障がいのことを理解すること」68.0%が最も多く、次いで「就職した後も、困ったときは助けてもらえること」53.1%、「障がい者の就労について、積極的に進める職場や地域がひろがること」52.6%となっています。

資料-図 17 仕事をするために必要なこと

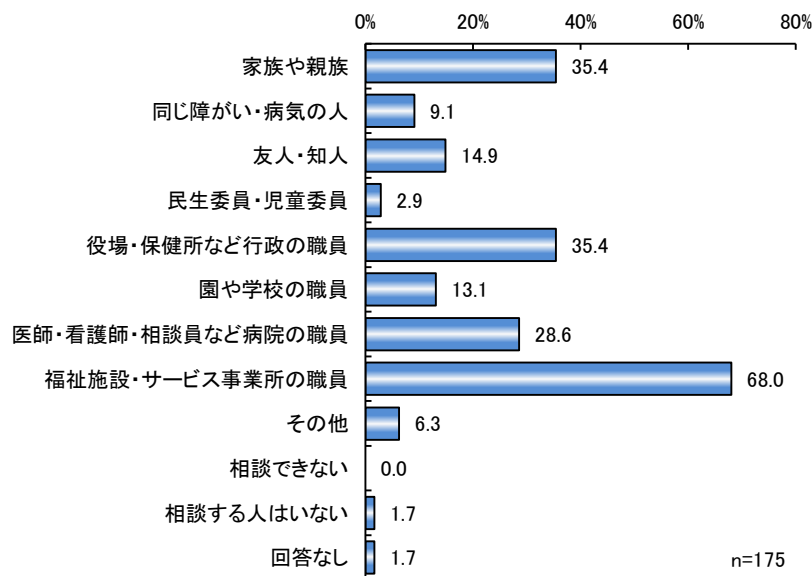


□ 福祉サービスの相談先 □□□

Q. 福祉サービスの相談先はどちらですか。(複数回答)

「福祉施設・サービス事業所の職員」68.0%が最も多く、次いで「家族や親族」、「役場・保健所など行政の職員」各 35.4%となっています。

資料-図 18 福祉サービスの相談先

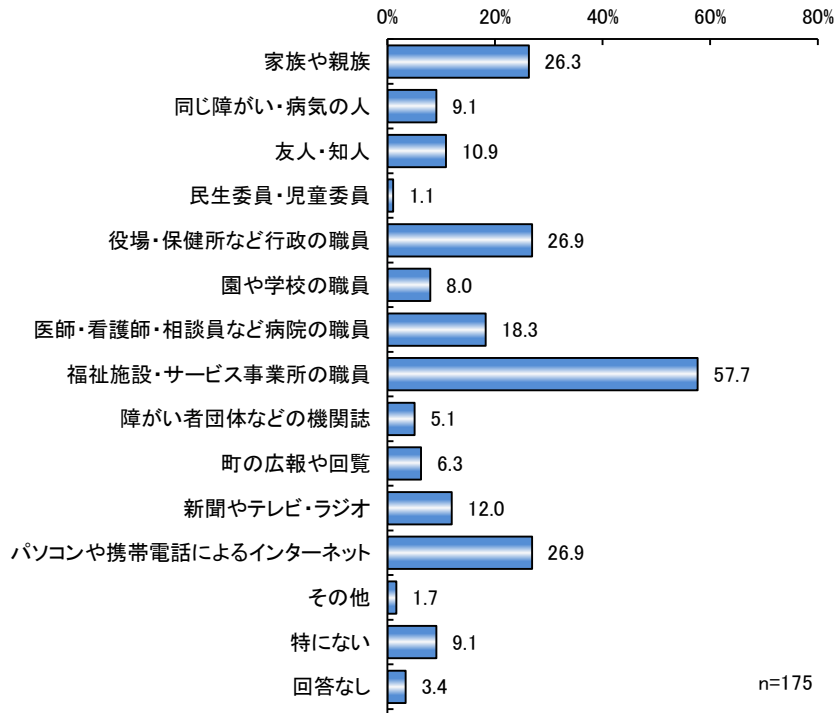


□ 福祉情報等の入手先 □□□

Q. あなたは、現在、どのような方法で福祉などの情報を得ていますか。(複数回答)

「福祉施設・サービス事業所の職員」57.7%が最も多く、次いで「役場・保健所など行政の職員」、「パソコンや携帯電話によるインターネット」各26.9%となっています。

資料-図 19 福祉情報等の入手先

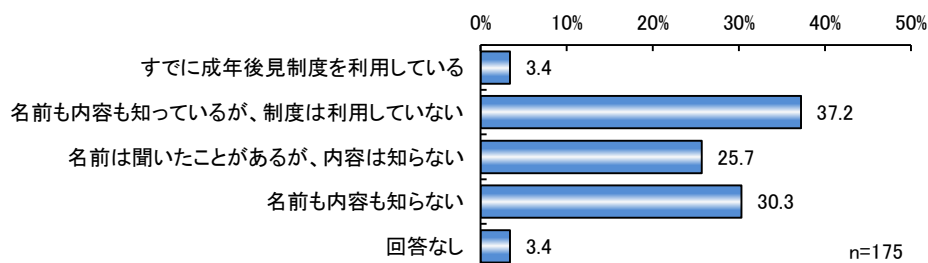


□ 成年後見制度の認知度 □□□

Q. あなたは、成年後見制度についてご存じですか。

「名前も内容も知っているが、制度は利用していない」37.2%が最も多く、次いで「名前も内容も知らない」30.3%となっています。

資料-図 20 成年後見制度の認知度



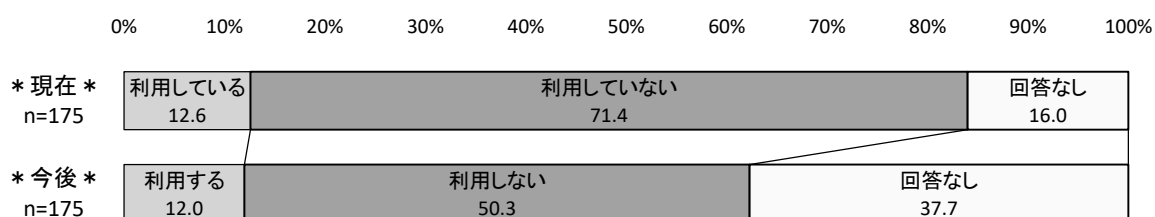
□ 障がい福祉サービス等について □□□

(1) ホームヘルパーによるサービス

居宅介護（ホームヘルプ）では、現在「利用している」が 12.6%、今後「利用する」が 12.0%となっており、将来の利用意向が 0.6 ポイント低くなっています。

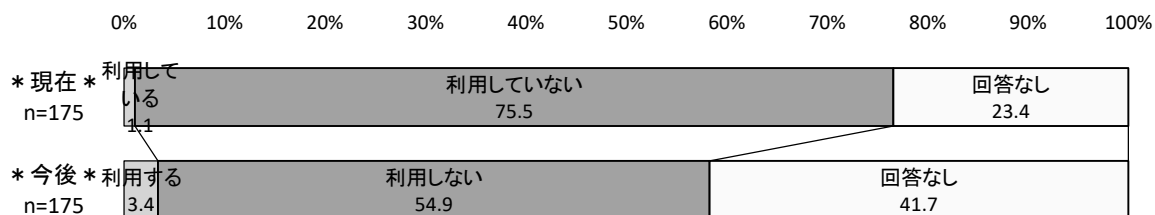
居宅介護（ホームヘルプ）

資料-図 21 居宅介護（ホームヘルプ）の利用状況と利用意向



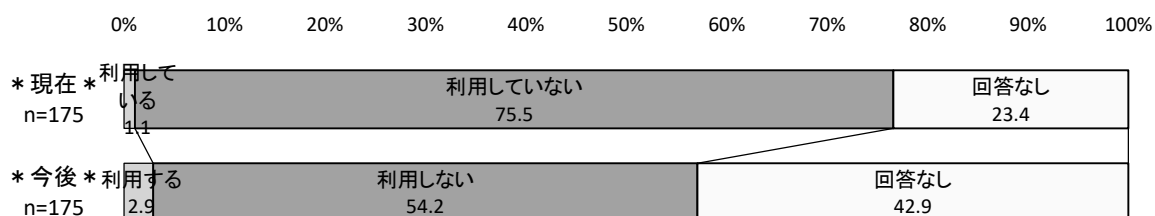
重度訪問介護

資料-図 22 重度訪問介護の利用状況と利用意向



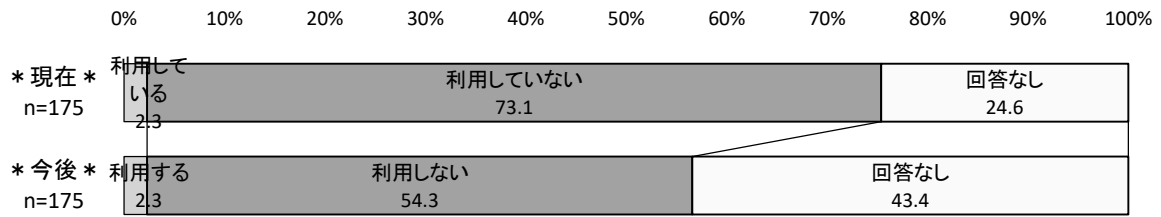
同行援護

資料-図 23 同行援護の利用状況と利用意向



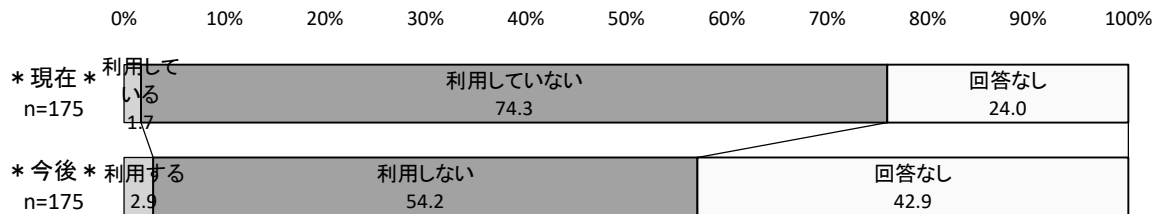
行動援護

資料-図 24 行動援護の利用状況と利用意向



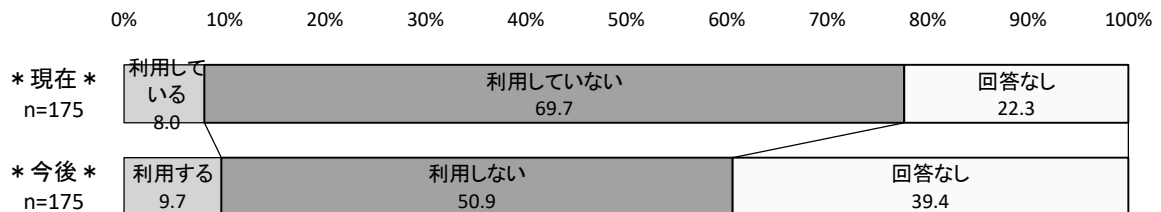
重度障害者等包括支援

資料-図 25 重度障害者等包括支援の利用状況と利用意向



移動支援

資料-図 26 移動支援の利用状況と利用意向



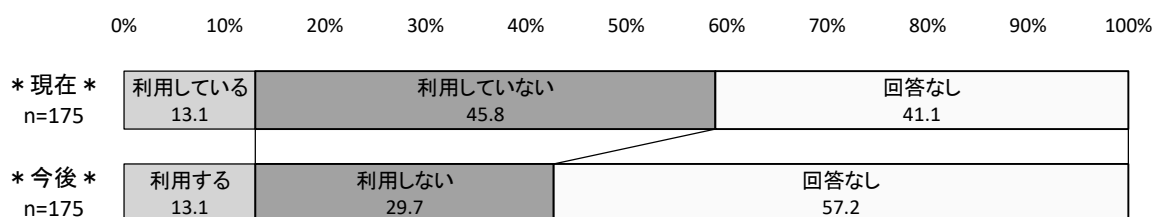
(2) 日中活動の場等によるサービス

生活介護では、現在「利用している」が13.1%、今後「利用する」が13.1%となっており、将来の利用意向が同ポイントとなっています。

就労継続支援（A型・B型）では、現在「利用している」が31.4%、今後「利用する」が24.6%となっており、将来の利用意向が6.8ポイント低くなっています。

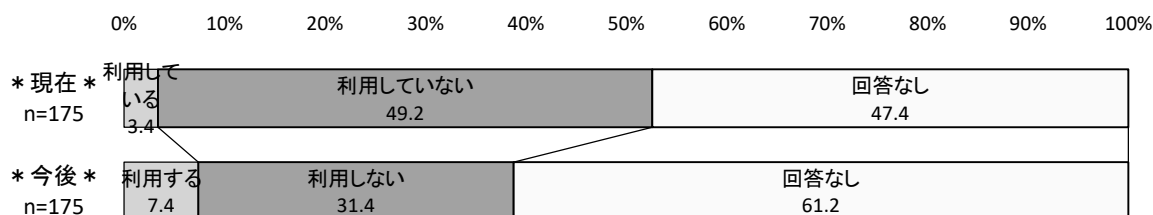
生活介護

資料-図 27 生活介護の利用状況と利用意向



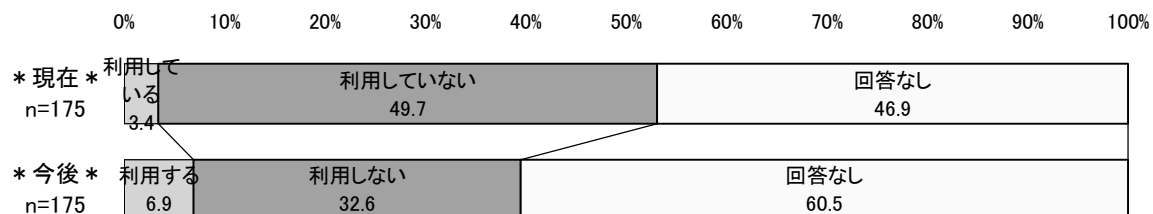
自立訓練（機能訓練・生活訓練）

資料-図 28 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用状況と利用意向



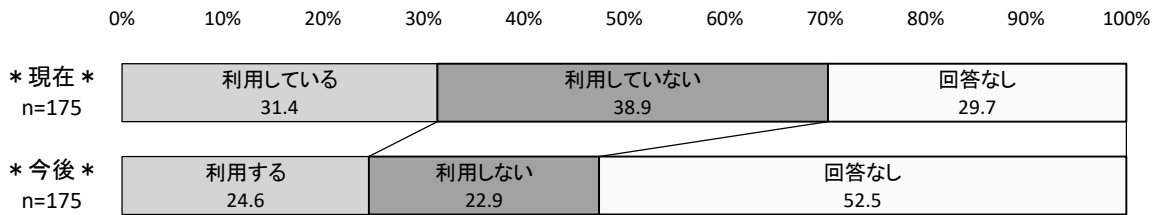
就労移行支援

資料-図 29 就労移行支援の利用状況と利用意向



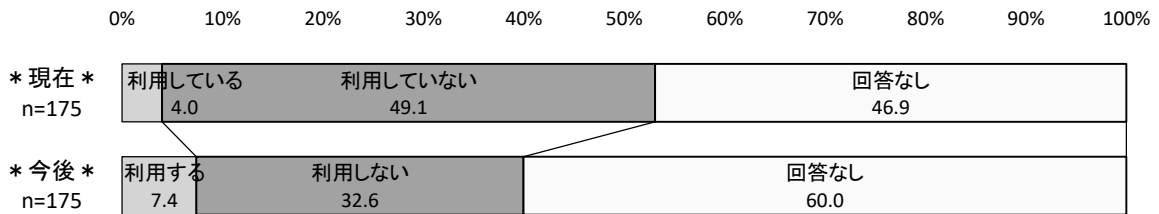
就労継続支援（A型・B型）

資料-図 30 就労継続支援（A型・B型）の利用状況と利用意向



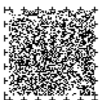
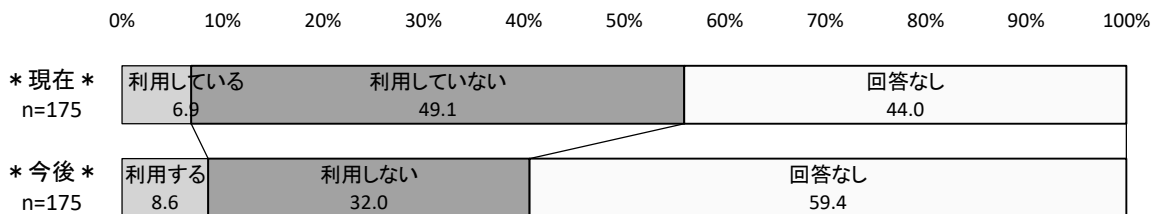
日中一時支援

資料-図 31 日中一時支援の利用状況と利用意向



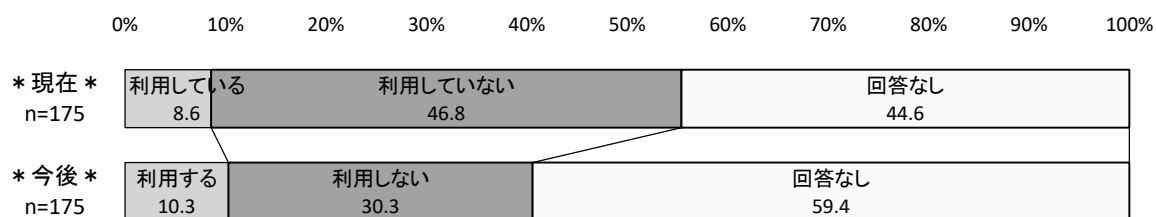
地域活動支援センター

資料-図 32 地域活動支援センターの利用状況と利用意向



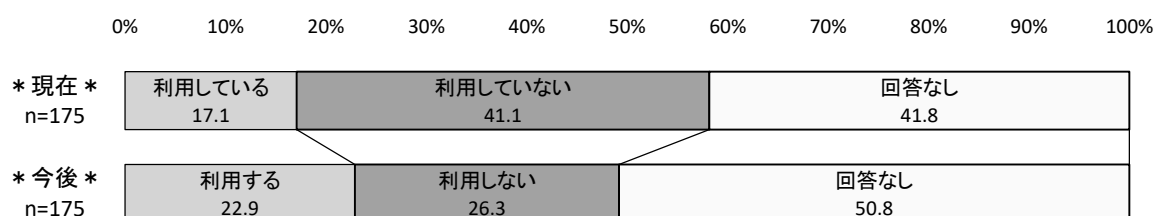
児童発達支援

資料-図 33 児童発達支援の利用状況と利用意向



放課後等デイサービス

資料-図 34 放課後等デイサービスの利用状況と利用意向

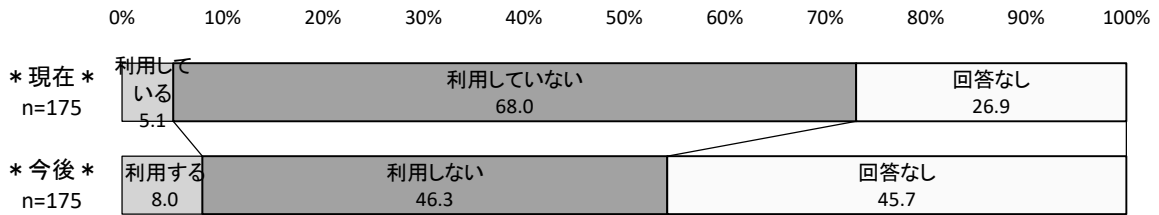


(3) その他の福祉サービス

短期入所（ショートステイ）では、現在「利用している」が 5.1%、今後「利用する」が 8.0%となっており、将来の利用意向が 2.9 ポイント高くなっています。

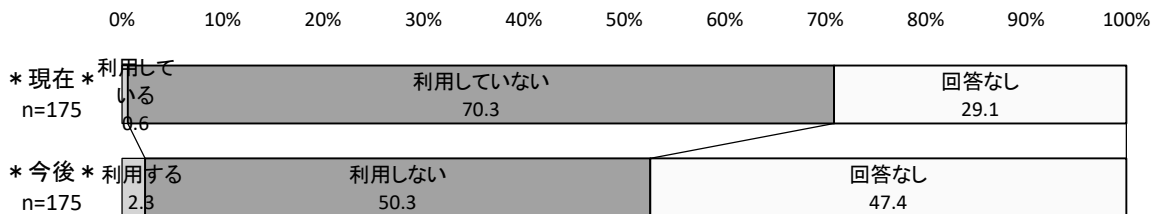
短期入所（ショートステイ）

資料-図 35 短期入所（ショートステイ）の利用状況と利用意向



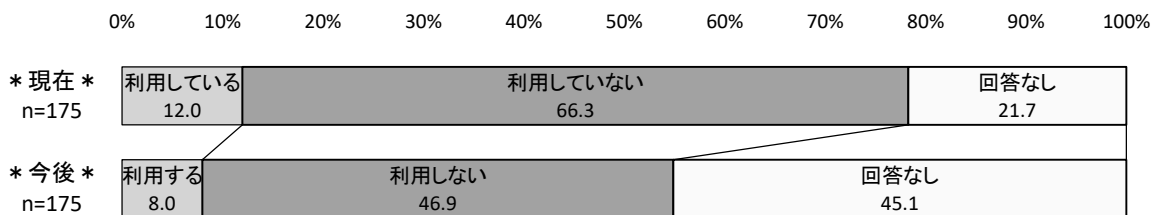
療養介護

資料-図 36 療養介護の利用状況と利用意向



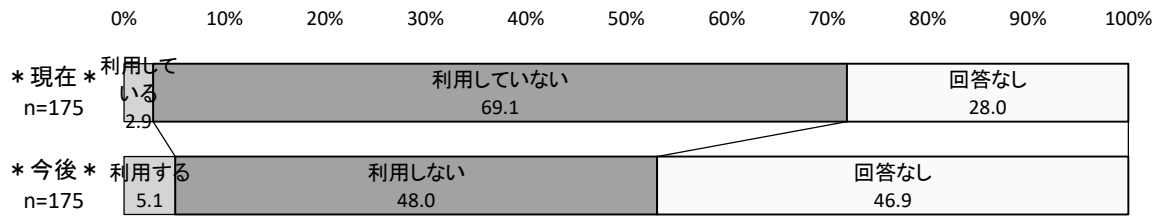
グループホーム

資料-図 37 グループホームの利用状況と利用意向



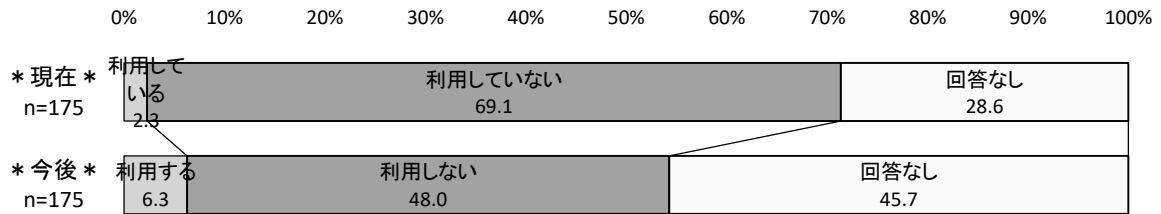
施設入所支援

資料-図 38 施設入所支援の利用状況と利用意向



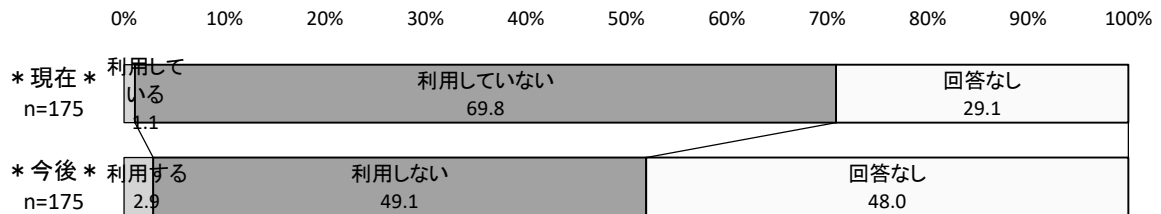
就労定着支援

資料-図 39 就労定着支援の利用状況と利用意向



自立生活援助

資料-図 40 自立生活援助の利用状況と利用意向

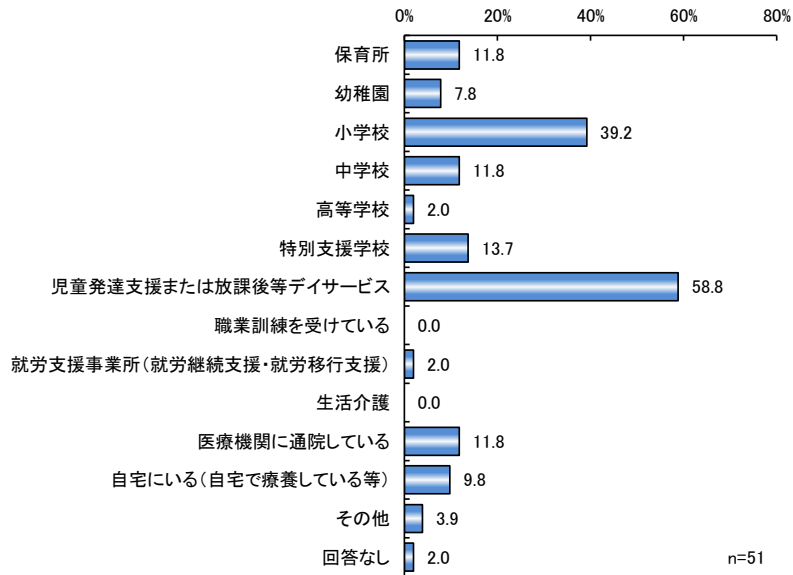


□ 障がい児の日中の居場所 □□□

Q. あなたの日中の過ごし方（場所）について、利用しているものは何ですか。（複数回答）

「児童発達支援または放課後等デイサービス」（58.8%）が最も多く、次いで「小学校」（39.2%）となっています。

資料-図 41 障がい児の日中の居場所

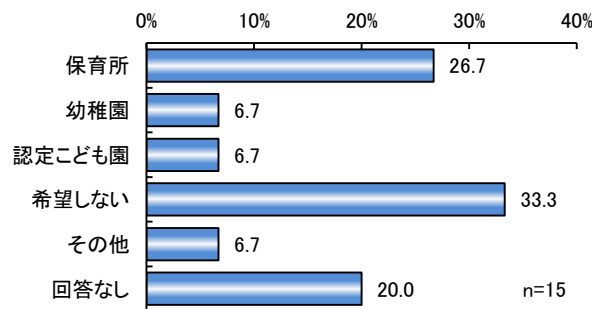


□ 入所（園）の希望 □□□

Q. あなたは、今後、入所（園）の希望がありますか。（複数回答）

「希望しない」以外では、「保育所」26.7%が最も多くなっています。

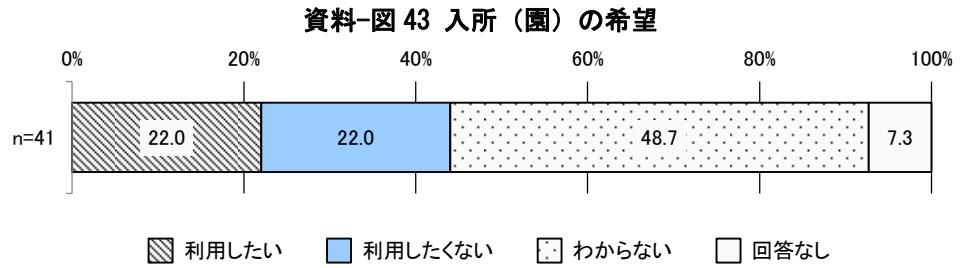
資料-図 42 入所（園）の希望



□ 学童保育所の利用希望 □□□

Q. あなたは、今後、放課後の居場所として、学童保育所を利用したいですか。(複数回答)

「利用したい」、「利用したくない」各 22.0%となっています。

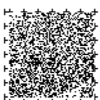
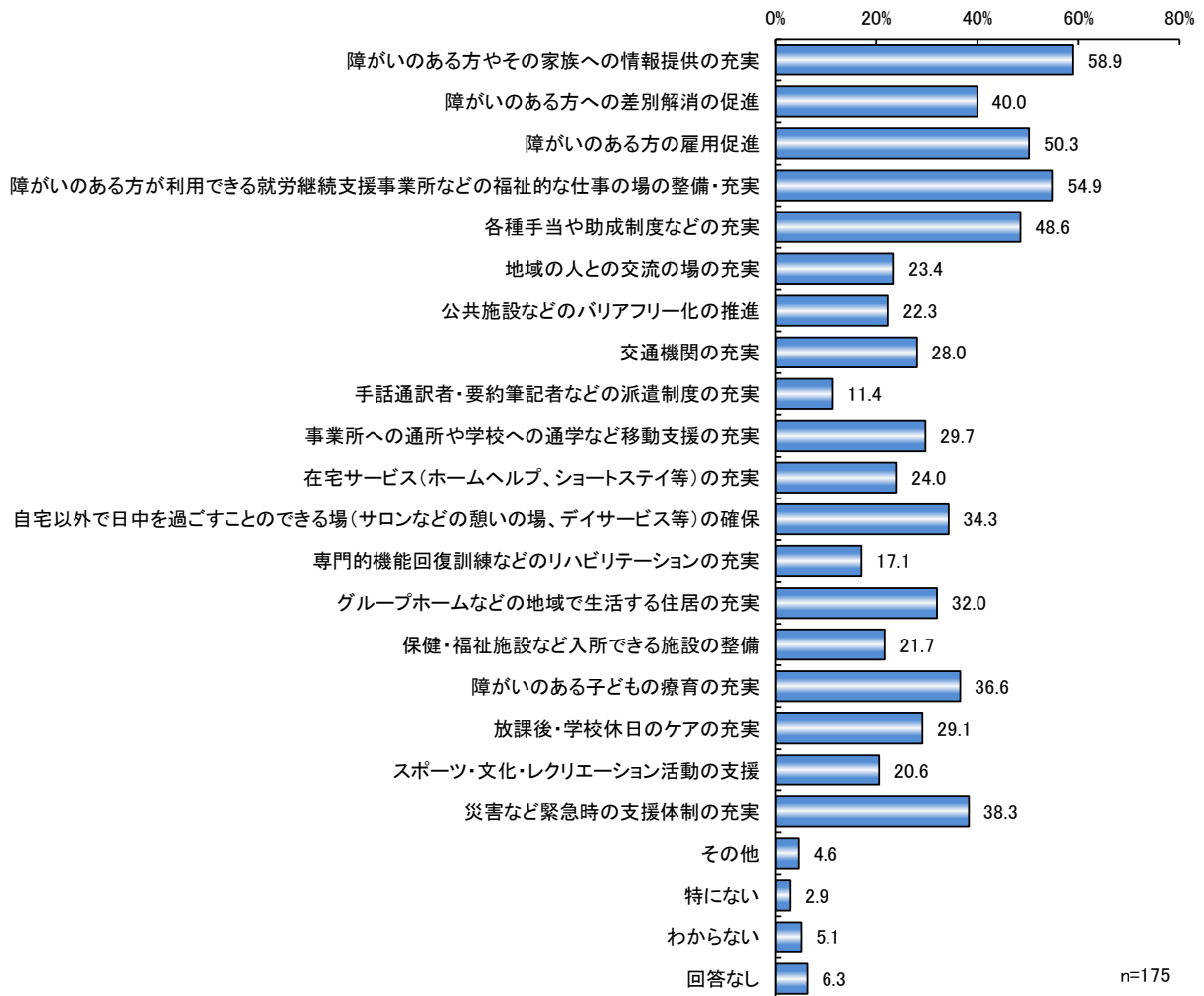


□ 障がい者福祉施策等について □□□

Q. あなたが今後、特に充実すべきだと考える障がい者福祉施策は何ですか。(複数回答)

「障がいのある方やその家族への情報提供の充実」58.9%が最も多く、次いで「障がいのある方が利用できる就労継続支援事業所などの福祉的な仕事の場の整備・充実」54.9%、「障がいのある方の雇用促進」50.3%となっています。

資料-図 44 充実してほしい障がい者福祉施策



■ 2 調査結果（団体調査・事業所調査）

町内で活動する団体・事業所の活動内容や現在の課題、今後の取り組み、行政への要望等を把握するため、質問紙調査法によるアンケートとヒアリング調査を実施しました。

○アンケート調査

調査期間：令和5年7月14日～8月4日

アンケート実施団体・事業所一覧

団体

団体名	障がい属性
蟹江町心身障害児（者）保護者会	知的障害児（者）親の会（みのり会）
蟹江町身体障害者福祉会	身体障害者の会
かにえボランティアサークル	ボランティア

事業所

運営主体名	事業所名	サービス種別
一般社団法人 あいち福祉振興会	ウィル・ケア	就労継続支援 B 型
一般社団法人 とまと	グループホーム とまと	共同生活援助
株式会社 あるかでいあ	障がい者グループホーム こだまのいえ西之森	共同生活援助
株式会社 こころ	ケアサポート こころ	居宅介護・重度訪問介護
株式会社 ハッピー	A型 ハッピー	就労継続支援 A 型 就労継続支援 B 型
	B型 ハロー	就労継続支援 B 型
合同会社 ミンナノミカタ	10 にんという	放課後等デイサービス
社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会	指定訪問介護事業所	居宅介護
	障害者相談支援事業所	計画相談支援
社会福祉法人 蟹江福祉会	かにえワークス	就労継続支援 B 型・生活介護・地域活動支援センター・日中一時支援
	相談支援センターかにえ	計画相談支援
	ホームかにえ・ホームあさひ	共同生活援助
特定非営利活動法人 みまもりネット	ソレイユ蟹江	共同生活援助



○ 団体

蟹江町心身障害児(者)保護者会

1. 活動内容等

【会の目的】

- ・ 会員相互の親睦と心身障害児者の福祉増進をはかる事

【会員数】

- ・ 20名…障害児者の保護者 20名

【現在の活動内容】

- ・ 定例会 年1回定期総会
- ・ 随時保護者会（年2～3回 役員会 1～2回）
- ・ 研修会・講演・勉強会開催の通知
- ・ 海部地区心身障害児者保護者会連合会での活動
- ・ 海部だより年2回、福祉委員会だより随時発行
- ・ 保護者会に参加されない保護者への状況把握
- ・ 会員からの相談を受けた場合は他機関へつなげる。

2. 現状と課題

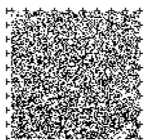
- ・ 諸会合への参加者が少なく、会員のニーズや状況が把握しづらい。

3. 今後の取り組み

- ・ 随時保護者会を開催し、情報交換、情報収集・提供を行う。他機関（相談支援員・権利擁護センターなど）の協力を得て会合を開く。
- ・ 会員の高齢化などにより、親子揃って行楽・外出する事業を行うことは難しい状況があり、親睦を目的とした会合を取り混ぜるなどして、何気ない会話の中からそれぞれの問題や悩みを読み取り、わずかでも前に進んでいけたらと考えている。
- ・ 仕事や家庭状況により情報発信が難しい会員には、訪問や電話などで直接話をする機会を作るなどして関係を保てるよう心掛けている。それぞれのご家庭の状況がある程度把握しておくことで、トラブルや困りごとがあった時に気安く一報いただけるようにしたい。

4. 行政（国・県・町）への要望

- ・ 障害者支援の専門性・質の向上につながる施策を行っていただきたい。
- ・ 支援の現場からは「人手不足で…」の言葉をよく耳にし、保護者にとっては支援充実を凶った問題提起をしづらく、利用者本位の支援を諦めざるを得ない環境にある。職員体制では正職員に対して非常勤職員の割合が高いこと、高齢の女性と若い男性の支援者が多いこと、離職率が高い事などの問題があると聞いており、国の根本的な対策や改革を急いでいただきたい。また、理にかなった法律や制度ができるも、末端の事業所に放り投げるような格好が見受けられ、やはり現場の声や意見を尊重したやり方が大事かと思う。
- ・ 名古屋市と県管轄の地域との施策の差が大きいと聞いている。財政的な問題であろうと推測するが、やはりこれも事業所側の声を尊重していただきたい。
- ・ 国の定めた施策に沿って実施していただいていることで、大きな地域格差はないと思っている。虐待防止センターとしての役割（通報の受理以降）が充分機能しているのかは気になることです。いろいろな課題はあると推測しますが、第一に行政（社会福祉協議会含め）が障害者本位のものの見方や考え方を確立できていることが重要だと思う。



蟹江町身体障害者福祉会

1. 活動内容等

【会の目的】

- 身体障害者の団結を図り、その更生と福祉を増進する事

【会員数】

- 58名

【現在の活動内容】

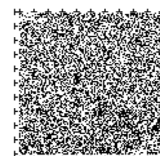
1. 障害者の相互の連絡に関する事
2. 障害者の更生・援護に関する事
3. 障害者の援護思想の啓発宣伝に関する事
4. 関係官公署団体との連絡に関する事
5. その他、本会の目的達成に必要な事

2. 現状と課題

- 令和になってから新型コロナウイルス感染症の蔓延による活動の中止が続き会員数の減少が余儀なくなって苦勞をしいられて難儀している現状。新型コロナウイルス感染症が終息し少しでも会員数が増えるよう活動して行く。

3. 今後の取り組み

- 会員の方々のサポート等を含め、円滑な団体運営に努めていきたい。



かにえボランティアサークル

1. 活動内容等

【会の目的】

- この会は、地域福祉の増進に寄与するための奉仕活動等を行うことを目的とするグループです。枠はありませんが、ボランティアの心構えは学びます。それぞれの分野で、できる事、できる日に参加します。

【会員数】

- 34名

【現在の活動内容】

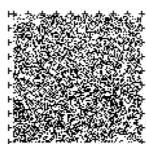
- ①介助では、身体障害者行事のお手伝い、障害者の方が車イス体験を指導する時、お手伝い。
- ②手話では、聴覚障害者の依頼がある時に同行して手話通訳している。
- ③点字では、社会福祉協議会の“笑顔”を点字し、受付に設置、利用者に配布。
- ④音訳では、町の“声の広報、社協だより、議会だより”吹き込み利用者に配布。
 - 車イス、手話、点字は各小学校福祉実践教室でも指導
 - ゴミ出しボランティア毎月
 - 老人施設にて書道ボランティア毎月

2. 現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり、身体障害者のイベントや老人施設でのお手伝い、ワークスの祭りのお手伝い等々が平常に出来るようになる事を心より願っている。

3. 今後の取り組み

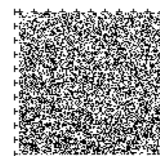
- ①今後の取り組みでは、青少年の方々に今できる自分に合ったボランティアに取り組んでほしいことを知ってほしい。福祉の体験から学ぶことを取り組みたい。
- ②こどもの見守りにも関わっていきたい。
- ③福祉バザー



○ 事業所

事業所名（事業所種別）	ウィル・ケア （就労継続支援 B 型）
運 営	一般社団法人あいち福祉振興会
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開所して 3 年目でなかなか利用者があつまらず苦戦しています。B 型定員 20 名でやっとですが、体調不良、精神面など休まれる方もおり稼働率がなかなか上がらない。トップからの指示は稼働率 200%である。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なかなか苦戦をしいられている中で、新規利用者がいかにとけこんでいくように考えている。 <p>[新たな提供サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、就労準備、WAM 事業（昼間の居場所作り）学習支援など行っている。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護だけでなく障害に関わる職員にも給付金を行ってほしい。 	

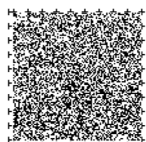
事業所名（事業所種別）	グループホームとまと （共同生活援助）
運 営	一般社団法人 とまと
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両親のいない利用者があるので、ホームは、一年 365 日開いています。昼食サービス職員はしません、利用者がグループホームで昼食をする際には調理の見守りを行っている。朝食、弁当、夕食は世話人が作る。今のところ、それで困っているということはないが、大変なため、“職員の後継者”がほしい。 ・電話やメールができる利用者もいるが、いつもと違うことが起きたとき、的確に連絡できる利用者は、ひとりもない。24 時間とも世話人などを配置すべき。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員 4 人で満室。新規利用者の受け入れは不可能。 <p>[新たな提供サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余暇の活用。毎日の仕事に行く以外に「何かをする」「どこかへ行く」などの目的を作って、生き生きとした生活を、本人ができたらいのですが、なかなかできない。カラオケ、ボウリングなど、月 1 回でもできるようにしたい。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム利用者の毎月おさめるホーム費（食事、公共料金、雑費など）が、やたら高額のところがある。これは年金額（障害基礎年金）の「範囲内で」等ルールを作ってほしい。親が亡くなくても、年金の範囲内であれば、利用者も家族も安心して暮らせると思う。 <p>[その他]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの増加見込みはない。今が最大限。 ・人材は足りている。 	



事業所名（事業所種別）	障がい者グループホームこだまのいえ西之森 （共同生活援助）
運 営	株式会社あるかであ
<p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> • つながっているネットワークを利用して、他のグループホームとも情報共有している。 <p>[新たな提供サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 余裕があれば検討していく。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住むところがなくて困っている等の情報があれば教えてほしい。 • 株式会社にも補助金が出るようにしてほしい。 	

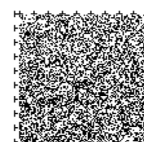
事業所名（事業所種別）	ケアサポート ころ （居宅介護・重度訪問介護）
運 営	株式会社 ころ
<p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> • スタッフとの兼ね合いで、今の利用者に不便をかけないようにしている。 	

事業所名（事業所種別）	ハッピー （就労継続支援A型・就労継続支援B型）
運 営	株式会社 ハッピー
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 就労継続支援A型・B型 その事業所によって作業内容が違うと思います。当社のB型は、他の事業とは違っている。（時給） • 利用者の方々もそれぞれの障害の程度の違いは当然あるのもあたりまえだと思う。その1人1人の得意・不得意及び性格などを見極めながら作業にどう取り組んでもらうか。どうしたら取り組めるように出来るか課題である。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> • A型 5名（9:30～14:45） • B型 6名（10:00～14:45） <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 最低賃金に関する基準を詳しく知りたい。 	



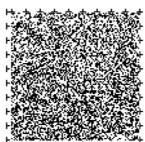
事業所名（事業所種別）	ハロー （就労継続支援B型）
運 営	株式会社 ハッピー
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者に無理の無いように仕事に取り組んでもらい、尚且つ作業量もそれなりに進めていかないといけないので、そのバランスを取るのが難しい。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5人の受け入れが可能。時間 10:00～15:00 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援 B 型の報酬算定が現状では、障害の重い人を受け入れにくい状態になっているので見直しが必要だと思う。 	

事業所名（事業所種別）	10 にんという （放課後等デイサービス）
運 営	合同会社 ミンナノミカタ
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単価が低く、人材不足。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3名受け入れ可。 <p>[新たな提供サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活介護（可能であれば3年以内に始めたい） <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 慢性的な人手不足の解消のため報酬の見直し ・町 サービス見込み量に合わせた人材養成の仕組み作り 	



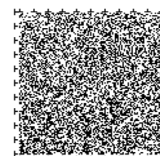
事業所名（事業所種別）	指定特定相談支援事業所 （居宅介護）
運 営	社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録ヘルパーの高齢化と人材不足 ・登録ヘルパーの高齢化によって、身体介護等の受け入れが難しい状況 ・現状の利用者で、身体介護のサービス利用は少ない。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け入れは可能であるが、支援内容は生活援助が中心で身体介護は要相談 ・訪問時間帯は 9:00～17:00 の時間帯が受け入れしやすい <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国 慢性的な人手不足の解消のため報酬の見直し ・町 サービス見込み量に合わせた人材養成の仕組み作り 	

事業所名（事業所種別）	障害者相談支援事業所 （計画相談支援）
運 営	社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の人材不足 ・区分認定調査件数の増加で負担となっている。 ・身体障害の方が利用できるグループホームや医療的ケア児等の受け入れ事業所が少なく苦慮している。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本相談はできるが計画相談に入ることができない <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の補助金制度 ・区分が必要ない就労系の認定調査の見直し（調査がない市がある） ・行政、基幹、広域も認定調査をしてほしい。 ・医療的ケア児等コーディネーターの役割の明確化。行政中心に動いてほしい。 ・認定調査が遠方の場合、介護保険の調査のように当該地の事業所に委託をしてほしい。 	



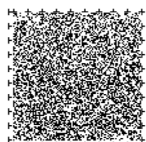
事業所名（事業所種別）	かにえワークス （就労継続支援B型・生活介護・地域活動支援センター・日中一時支援）
運 営	社会福祉法人 蟹江福祉会
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員（特に20代～30代）の雇用が難しい。 ・最低賃金が年々引き上げられ、臨時職員の雇用が難しいこと。 <p>[新たな提供サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型は定員40名の為、受け入れ可能人数は4名。 ・生活介護は定員17名で、受け入れ可能人数は1名。 ・就労継続支援B型は、就労継続支援サービスの提供。生活介護事業は療育活動を中心としたサービスの提供。 ・どちらの事業もサービス提供時間は9:00～16:00。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物価の高騰の為、光熱費、食材費、車両燃料費の補助をお願いしたい。 ・報酬改定の見直しの際は、福祉サービス費の単価を上げていただきたい。 	

事業所名（事業所種別）	相談支援センターかにえ （計画相談支援）
運 営	社会福祉法人 蟹江福祉会
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定特定相談支援事業所として施設利用者の相談業務を行っている為、新規利用者が限られている。 ・施設利用者の相談業務では、新規サービスの利用者は少ない。ただ、利用者の年齢が高齢化してきたことにより、通院介助、訪問歯科、訪問看護等の利用が増えてくることが予想されるので、その対応を考えていかなければならない。しかし、地域の現状ではそれらの社会資源が少ないこともあり、今後は、資源の開発をどうするかが地域の課題となっている。 ・同じサービスでも地域差があり、市町村によっては使えたり、使えなかったりすること。 ・現状の課題：「地域差」の説明⇒移動介護で通院がいける市町村とそうでない市町村があったり、行動援護をやっている事業所がなかったり、ヘルパーの活動が少なかったりすることがある。 <p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2～3名なら受け入れ可。 <p>[新たな提供サービス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業所や基幹相談支援センターと連携し、提供できるサービスの開発等地域課題を解決していかないと新たなサービス提供は難しい。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業は採算的に厳しい施設が多く、撤退する事業所もあるので、計画相談支援費の増額をお願いしたい。 	



事業所名（事業所種別）	ホームあさひ・ホームかにえ （共同生活援助）
運 営	社会福祉法人 蟹江福祉会
<p>[課 題]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世話人、支援員の確保に苦慮している。 ・最賃が上がると、人件費の負担が増える。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しいグループホームを建てる際は補助金を出してほしい。 	

事業所名（事業所種別）	ソレイユ蟹江 （共同生活援助）
運 営	特定非営利活動法人 みまもりネット
<p>[新規利用者への対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状、満床であるため、新規利用者への働きかけについては、地域からの相談があった際の見学対応や話を伺い、相談内容によって各機関への情報提供を行っている。 <p>[要 望]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助事業所を新規で立ち上げをした際や設備投資（利用者が快適に生活を送るために施設へ何かを設置する等）をする際の行政からの援助があるといい。また、そういった援助があるのであれば、積極的に情報開示・提供いただきたい。 	



■ 3 用語解説

この用語解説は、本計画に使用している言葉のうち、法律用語、専門用語、外来語などの一般的にわかりづらいものに解説をつけて、五十音順に整理したものです。

掲載ページについては、本計画に最初に用語が掲載されているページ番号です。

あ行

アセスメント (P50)

対象を客観的に調査、評価すること。介護や福祉では利用者やその家族がどのような支援やサービスを必要としているのかを、ケアマネージャー等がアセスメントする。

医療的ケア (P29)

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為。

ALS (P42)

筋萎縮性側索硬化症のことであり、運動神経系（運動ニューロン）が選択的に障がいされる進行性の神経疾患。

か行

基本指針 (P1)

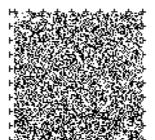
厚生労働大臣が障害者総合支援法第 87 条および児童福祉法第 33 条の 19 の規定に基づき、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供体制の整備および自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成するもの。障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

筋ジストロフィー (P46)

時間経過とともに筋肉が徐々に壊れていき、進行性に筋力が衰える病気。運動機能に問題が生じる他、心臓や呼吸等の内臓機能に症状をきたすこともある遺伝性の筋疾患。

権利擁護 (P60)

認知症や知的障がい、精神障がいなどを持つ高齢者や障がい者が有する人間としての権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。



高次脳機能障がい (P18)

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障がい、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がい起きた状態。

コーディネーター (P24)

いろいろな要素を統合したり調整したりして、一つにまとめ上げる係。また、そういう職業。

子ども・子育て支援法 (P67)

子どもを養育している方に対して社会全体で必要な支援を行うことにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする法律。自治体、事業主、国民の責務を定めるとともに、子ども・子育て支援給付として、手当や教育・保育の給付について規定されている。平成 24 年に成立。

さ行

児童発達支援センター (P29)

通所利用の障がい児やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設。

児童福祉法 (P1)

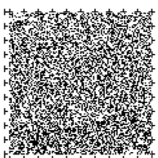
次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」ことおよび「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」ことを明示し、その理念のもと、18 歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、保育士、福祉の保障、事業、養育里親および施設、費用等について定めている。昭和 22 年成立。

自閉症 (P42)

社会性発達の質的障がい、コミュニケーションの質的障がい、興味や活動の偏りの 3 つを特徴とした、先天的な脳の機能障がい。自閉症は、通常、3 歳頃までに判断されることが多い。

重症心身障害児 (P29)

重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している児童。



障害支援区分（P14）

障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階の区分（区分1から6：区分6のほうが必要度が高い）をいう。心身の状況などについて、80項目の認定調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定する。

障害者基本法（P1）

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある方であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」をめざすことを目的としている。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（P66）

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立および社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防および早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護および自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。「障害者虐待防止法」とも呼ばれる。

障害者の雇用の促進等に関する法律（P15）

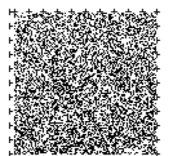
障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（P1）

「地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずるものとする」ことを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で、平成25年4月1日に創設された。障害者基本法を踏まえた基本理念を新たに設けたほか、障がい者の範囲に難病等を追加するなどの見直しがされた。「障害者総合支援法」とも呼ばれる。

小児慢性特定疾病（P1）

(1)慢性に経過する疾病、(2)生命を長期に脅かす疾病、(3)症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病、(4)長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病、を満たす疾病。



情報バリアフリー（P64）

障害者や高齢者を含むすべての人々が、社会のIT化による利益を享受できることを目的に行なう様々な方策のこと。インターネットから情報を受け取るまでの過程＝「アクセシビリティ」の確保や、文字の大きさ、色合い、さらには、音声によるガイダンスといったインターフェイスの充実も必要とされている。近年では、世界中の誰でも使える「ユニバーサルデザイン」を構築しようという考え方がIT分野でも広がりを見せつつある。

自立支援協議会（P7）

障害者総合支援法により、地方公共団体は、単独でまたは共同して、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障がい者等およびその家族並びに障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならないとされている。

身体障害者手帳（P8）

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人（15歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から6級がある。

精神障害者保健福祉手帳（P8）

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度（P57）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な方について、その判断力を補い保護支援する制度。

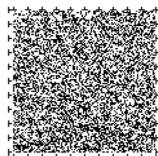
た行

てんかん（P42）

脳が一時的に過剰に興奮することで、意識消失やけいれんなどの“てんかん発作”を繰り返し引き起こす病気のこと。

統合失調症（P42）

幻覚や妄想といった精神病症状や意欲・自発性の低下などの機能低下、認知機能低下などを主症状とする精神疾患。



特定疾患医療受給者証（P13）

国が指定する難病に罹患した対象者が、住所地を管轄する保健所などへ申請し、認定を受けることで発行され、医療費の助成を受けられるもの。平成27年1月から医療費助成の対象となる指定難病は拡大され、制度も一部変更となった。

特別支援教育（P16）

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

な行

難病（P1）

国が指定した特定疾患の通称で、「難病対策要綱」によれば①原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっている。ベーチェット病、多発性硬化症等が指定されている。

日常生活自立支援事業（P66）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会で、窓口業務等は市町村の社会福祉協議会等で実施される。

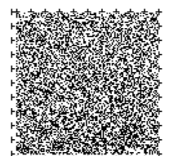
は行

発達障がい（P1）

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。

発達障害者支援法（P6）

発達障がいを早期に発見し、発達障がい者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障がいを自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、都道府県に発達障害者支援センターを設置して、発達障がいの早期発見、発達障がい者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。



パブリックコメント (P7)

公的機関等が命令・規制・基準などを制定・改廃する際に、事前に広く一般から意見を募ること。意見公募手続き。「パブコメ」と略す。ホームページなどで計画案を公開して、郵送やファクス、メールで意見を募る。平成11年に導入が閣議決定され、国から地方自治体に広まった。

ピアサポート (P32)

同じ問題を抱える方が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。ピアとは仲間 (peer)。

ペアレントメンター (P32)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

法定雇用率 (P16)

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、事業主に義務づけられている、全従業員数における障がい者の雇用の割合。令和3年3月1日から民間企業では2.3%、国・地方公共団体・特殊法人では2.6%、都道府県等の教育委員会では2.5%と定められている。法定雇用率を達成していない事業主には、毎年度、未達成数に応じて障害者雇用納付金の納付を義務づけ、達成している事業主に対しては、障害者雇用調整金や報奨金が支給される。

補装具 (P39)

障がい者等の身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替する用具。義肢、装具、車いすなど。

ま行

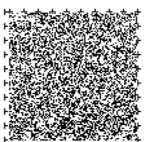
モニタリング (P69)

計画に照らして、現在提供されているサービスが適切かどうか、サービスが計画に基づいて提供されているかどうかなどを、観察、把握、評価すること。

や行

要約筆記 (P57)

話し手の話の内容をつかみ、それを文字にして伝える、聴覚障がい者のためのコミュニケーションの保障の1つ。

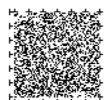


ライフステージ (P19)

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。人間の一生において節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等）によって区分される生活環境の段階のことをいう。

療育手帳 (P8)

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された方に交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がい者（児）は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。



第 7 期 蟹江町障害福祉計画

第 3 期 蟹江町障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月
編集・発行 蟹江町
〒497-8601
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
電話 0567-95-1111（代表）

